

清華簡『鄭武夫人規孺子』譯注

小寺 敦

關係論著と略記一覽

[『鄭武夫人規孺子』專論]

圖版：「《鄭武夫人規孺子》圖版」(清華大學出土文獻研究與保護中心編 李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡』(陸)、中西書局、上海、2016年4月)

整理者：李均明負責「《鄭武夫人規孺子》釋文·注釋」(清華大學出土文獻研究與保護中心編 李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡』(陸)、中西書局、上海、2016年4月)

李守奎 2016a：李守奎「《鄭武夫人規孺子》中的喪禮用語與相關的禮制問題」(『中國史研究』2016-1、北京、2016年2月)

李學勤 2016：李學勤「有關春秋史事的清華簡五種綜述」(『文物』2016-3、北京、2016年3月)

ee2016：ee(單育辰)「清華六《鄭武夫人規孺子》初讀」(簡帛網 簡帛論壇、2016年4月16日)

清華大學出土文獻讀書會 2016：清華大學出土文獻讀書會「清華六整理報告補正」(清華大學出土文獻研究與保護中心、2016年4月16日)

趙平安 2016a：趙平安「《清華簡(陸)》文字補釋(六則)」(清華大學出土文獻研究與保護中心、2016年4月16日)

王紅亮 2016：王紅亮「清華簡(六)《鄭武公夫人規孺子》有關歷史問題解說」(復旦大學出土文獻與古文字研究中心、2016年4月17日)

- 何有祖 2016：何有祖「讀清華簡六短札（三則）」（簡帛網、2016年4月19日）
- 王寧 2016a：王寧「由清華簡六二篇說鄭的立國時間問題」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心、2016年4月20日）
- 李鵬輝 2016：李鵬輝「清華簡陸筆記二則」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心、2016年4月20日）
- 楚竹客 2016：楚竹客「清華六《鄭武夫人規孺子》札記一則」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心 學術討論、2016年4月22日）
- 蔣偉男 2016：蔣偉男「簡牘“毀”字補說」（簡帛網、2016年4月23日）
- 龐壯城 2016：龐壯城「《清華簡（陸）》考釋零箋」（簡帛網、2016年4月27日）
- 王寧 2016b：王寧「清華簡六《鄭武夫人規孺子》寬式文本校讀」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心、2016年5月1日）
- 陳偉 2016：陳偉「鄭伯克殷“前傳”的歷史敘事」（中國社會科學網、2016年5月30日）（「清華大學藏戰國竹簡（陸）成果發布會」、清華大學、2016年4月16日、における報告に基づく）
- 李守奎 2016b：李守奎「釋楚簡中的“規”：兼說“支”亦“規”之表意初文」（《復旦學報（社會科學版）》2016-3、上海、2016年5月）
- 子居 2016：子居「清華簡《鄭武夫人規孺子》解析」（個人圖書館 先秦史、2016年6月7日、http://www.360doc.com/content/16/0626/12/34614342_570842956.shtml）
- 尉侯凱 2016：尉侯凱「清華簡六《鄭武夫人規孺子》編連獻疑」（簡帛網、2016年6月9日）
- 王永昌 2016：王永昌「清華簡研究二題」（《延安大學學報（社會科學版）》38-5、延安、2016年10月）
- 王挺斌 2016：王挺斌「清華簡第六輯研讀札記」（《出土文獻》第九輯、中西書局、上海、2016年10月）
- 趙平安 2016b：趙平安「清華簡第六輯文字補釋六則」（《出土文獻》第九輯、中西書局、上海、2016年10月）
- 李松儒 2016：李松儒「《清華大學藏戰國竹簡（陸）》之《管仲》字跡研究」（《書法研究》2016-4、上海、2016年12月）
- 尉侯凱 2017：尉侯凱「讀清華簡六札記（五則）」（《出土文獻》第十輯、中西書

局、上海、2017年4月)

何有祖 2017: 何有祖「讀清華簡六札記(二則)」(簡帛網、2017年8月17日、
『出土文獻』第十輯、中西書局、上海、2017年4月)

晁福林 2017: 晁福林「談清華簡《鄭武夫人規孺子》的史料價值」(『清華大學
學報(哲學社會科學版)』2017-3、北京、2017年5月)

羅濤 2017: 羅濤「清華簡《鄭武夫人規孺子》零札」(未發表、2017年9月25
日)

小寺敦 2018: 小寺敦「清華簡『鄭武夫人規孺子』に關する初歩的考察」(『東
洋文化』98、東京、2018年3月)

林清源 2018a: 林清源「清華簡(陸)《鄭武夫人規孺子》武姜規誠辭考釋」(待
刊、2018年)

林清源 2018b: 林清源「清華簡(陸)《鄭武夫人規孺子》邊父規誠辭考釋」(「楚
文化與長江中游早期開發國際學術研討會」、武漢大學珞珈山莊、武漢、
2018年9月15-16日)

[『鄭武夫人規孺子』に關連する研究]

裴學海 1954: 裴學海『古書虛字集釋』(中華書局、北京、1954年10月)

楊樹達 1954: 楊樹達『詞詮』(中華書局、北京、1954年10月)

增淵龍夫 1970: 增淵龍夫「春秋戰國時代の社會と國家」(『岩波講座世界歴史
4 東アジア世界の形成 I』、岩波書店、東京、1970年5月)

楊伯峻 1981: 楊伯峻『古漢語虛詞』(中華書局、北京、1981年2月)

裘錫圭·李家浩 1989: 裘錫圭·李家浩「曾侯乙墓竹簡釋文與考釋」(湖北省博
物館編『曾侯乙墓』、文物出版社、北京、1989年7月)

高亨 1989: 高亨纂著、董治安整理『古字通假會典』(齊魯書社、濟南、1989年
7月)

楊伯峻 1990: 楊伯峻『春秋左傳注』(修訂本、中華書局、北京、1990年5月)

裘錫圭 1992: 裘錫圭『古文字論集』(中華書局、北京、1992年8月)

裘錫圭·李家浩 1992: 裘錫圭·李家浩「談曾侯乙墓鐘磬銘文中的幾個字」(裘
錫圭『古文字論集』、中華書局、北京、1992年8月)

平勢隆郎 1995: 平勢隆郎編著『新編史記東周年表—中國古代紀年の研究序

- 章一』(東洋文化研究所叢刊第 15 輯、東京大學東洋文化研究所、東京、1995 年 3 月)
- 增淵龍夫 1996: 增淵龍夫『新版 中國古代の社會と國家』第三篇第三章「春秋時代の貴族と農民—「初めて畝に税す」の解釋をめぐって—」(岩波書店、東京、1996 年 10 月)
- 楊寬 2001: 楊寬『戰國史料編年輯證』(上海人民出版社、上海、2001 年 11 月)
- 張儒·劉毓慶 2001: 『漢字通用聲素研究』(山西古籍出版社、太原、2001 年 12 月)
- 裘錫圭 2006: 裘錫圭「釋戰國楚簡中的“昌”字」(『古文字研究』26、中華書局、北京、2006 年 11 月)
- 蕭旭 2007: 蕭旭『古書虛詞旁釋』(廣陵書社、揚州、2007 年 2 月)
- 沈培 2007: 沈培「由上博簡證“如”可訓爲“不如”」(簡帛網、2007 年 7 月 15 日)
- 劉樂賢 2011: 劉樂賢「九店楚簡〈日書〉補釋」(『戰國秦漢簡帛叢考』、文物出版社、北京、2011 年 11 月)
- 王紅亮 2012a: 王紅亮「也說清華簡《繫年》的“周亡王九年”」(復旦大學出土文獻與古文字研究中心、2012 年 1 月 12 日)
- 白於藍 2012: 白於藍『戰國秦漢簡帛古書通假字彙纂』(福建人民出版社、福州、2012 年 5 月)
- 王紅亮 2012b: 王紅亮「清華簡《繫年》中周平王東遷的相關年代考」(『史學史研究』2012-4、北京、2012 年 12 月、簡帛網、2013 年 6 月 14 日)
- 廣瀨薰雄 2012: 廣瀨薰雄「釋卜鼎——《釋卜缶》補說」(中國古文字研究會·復旦大學出土文獻與古文字研究中心編『古文字研究』29、中華書局、北京、2012 年 10 月)
- 季旭昇 2014: 季旭昇『說文新證』(藝文印書館、臺北、2014 年 9 月)
- 暮四郎 2014a: 暮四郎(黃傑)「隨州文峰塔曾侯臯編鐘銘文初讀」(簡帛網 簡帛論壇、2014 年 9 月 17 日)
- 暮四郎 2014b: 暮四郎(黃傑)「說清華簡《皇門》簡 12 “儂臣”、“藎臣”」(簡帛網 簡帛論壇、2014 年 10 月 5 日)
- 王紅亮 2015: 王紅亮「由清華簡《繫年》論兩周之際的歷史變遷」(『史學月刊』

2015-2、開封、2015年2月)

大西克也 2015: 大西克也「非發掘簡を扱うために」(『出土文獻と秦楚文化』8、東京、2015年3月)

小寺敦 2016a: 小寺敦「復旦大學出土文獻與古文字研究中心の學術活動について」(『出土文獻と秦楚文化』9、東京、2016年3月)

小寺敦 2016b: 小寺敦「清華簡『繫年』譯注・解題」(『東京大學東洋文化研究所紀要』170、東京、2016年12月)

水野卓 2017: 水野卓「清華簡『繫年』より見た春秋時代の新君即位」(『中國出土資料研究』21、東京、2017年7月)

馮勝君 2018: 馮勝君「說毀」(復旦大學出土文獻與古文字研究中心『出土文獻與古文字研究』第7輯、上海古籍出版社、上海、2018年5月)

[金文・簡牘著録類]

集成: 中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成』(文物出版社、北京、1984~1994年)

清華大學出土文獻研究與保護中心編 李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡』(壹)
(中西書局、上海、2010年12月)

清華大學出土文獻研究與保護中心編 李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡』(貳)
(中西書局、上海、2011年12月)

清華大學出土文獻研究與保護中心編 李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡』(參)
(中西書局、上海、2012年12月)

清華大學出土文獻研究與保護中心編 李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡』(肆)
(中西書局、上海、2013年12月)

清華大學出土文獻研究與保護中心編 李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡』(伍)
(中西書局、上海、2015年4月)

清華大學出土文獻研究與保護中心編 李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡』(陸)
(中西書局、上海、2016年4月)

釋文(管仲): 劉國忠負責「《管仲》譯注」(清華大學出土文獻研究與保護中心編 李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡』(陸)、中西書局、上海、2016年4月)

圖版（鄭文公問於太伯（甲、乙））：「《鄭文公問於太伯（甲、乙）》圖版」（清華大學出土文獻研究與保護中心編 李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡』（陸）、中西書局、上海、2016年4月）

釋文（鄭文公問於太伯（甲、乙））：馬楠負責「《鄭文公問於太伯（甲、乙）》釋文・注釋」（清華大學出土文獻研究與保護中心編 李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡』（陸）、中西書局、上海、2016年4月）

釋文（子儀）：趙平安負責「《子儀》譯注」（清華大學出土文獻研究與保護中心編 李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡』（陸）、中西書局、上海、2016年4月）

釋文（子産）：李學勤負責「《子産》譯注」（清華大學出土文獻研究與保護中心編 李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡』（陸）、中西書局、上海、2016年4月）

[『鄭武夫人規孺子』研究に關連するインターネット上の主要サイト]

※簡帛網……<http://www.bsm.org.cn/>

復旦大學出土文獻與古文字研究中心……<http://www.gwz.fudan.edu.cn/>

清華大學出土文獻研究與保護中心……<http://www.ctwx.tsinghua.edu.cn/>

中國社會科學網……<http://www.cssn.cn/>

[全體に關する注]

- (1) インターネット上の掲示板の書き込みの類は、取捨選擇した上で必要最小限の引用にとどめた。その他學會報告など、原著にあたることができず、止むを得ず孫引きの形になったものがあり、また著者不参加の學會報告等についてはその存在自體を認識していない可能性がある。
- (2) 正式な科學的發掘を経ないで發見された「非發掘簡」の辨偽については、大西克也2015が簡にして要を得た解説を行っている。また清華簡の眞偽については、小寺敦2016:54-55における復旦大學出土文獻與古文字研究中心の認識と基本的に同一である。これら出土文獻を研究するにあたっての問題については、小寺敦2016b:399-400や本號の「前言」も參照されたい。

- (3) 2017年9月30日、日本女子大學目白キャンパスにおける研究會にて著者は本譯注の報告を行い、出席者の方々から有益なご意見をいただいた。ここではそれら全てを注記していないが、特に宇野茂彦氏・海老根量介氏・大西克也氏・竹田健二氏・谷中信一氏・羅濤氏の重要なご教示は反映されている。
- (4) 本稿は元々2018年3月発行の『東洋文化』98において、本篇の資料的性格に関する議論を含む小寺敦2018と共に掲載される予定であり、後者は本稿の釋文を前提に議論がなされていた。しかし編集上の都合により、本稿は翌年の99號、つまり本誌に收められることになった。そのため、例えば注【12】の大西克也氏による「卑耳」を「辟咄」に讀む見解のように、小寺敦2018で本来引用されるべき先行研究が脱落することになった。ここにそのことを附記すると共に、関連する先行研究の著者にはお詫び申し上げる。それから掲載の延期決定後、その期間に現れた関連研究を追記し、また林清源氏より未發表稿の林清源2018a・林清源2018bを私的にいただいた。本稿にはその見解も引用されているが、當該稿で引かれた學位論文は先行研究としては記載していない。以上の事情により、本稿では先行研究の優先順位が他の論考とは異なるところがあることをお断わりしておく。

[清華簡『鄭武夫人規孺子』譯注]

[釋文]

奠(鄭)武公卒(卒)【1】、既斃(殞)【2】、武夫人設(規)乳(孺子)【3】、曰、「昔虐(吾)先君、女(如)邦廼(將)又(有)大事、北(必)再三進夫(大夫)而與之虘(偕)(以上、第1號簡) 𠄎(圖)【4】。既旻(得) 𠄎(圖)乃爲之、毀【5】 𠄎(圖)所𠄎(賢)者、女(焉)繻(申)之以龜筮(筮)【6】、古(故)君與夫(大夫) 𠄎(晏)女(焉)、不相旻(得) 𠄎(惡)【7】。區(區區)奠(鄭)邦(以上、第2號簡)、𠄎(望)虐(吾)君、亡(無)不盈(盈) 𠄎(其)志於虐(吾)君之君 𠄎(己)也【8】。𠄎(使)人姚(遙) 𠄎(聞)於邦(邦)【9】、邦亦無大繻(賦)於萬民。

虐(吾)君函(陷)(以上、第3號簡)於大難之中【10】、冗(處)於墮(衛)三年、不見汙(其)邦、亦不見汙(其)室【11】。女(如)母(母)又(有)良臣、三年無君、邦冢(家)亂(亂)已(也)(以上、第4號簡)。自墮(衛)與奠(鄭)若卑(辟)耳(咄)而啓(謀)【12】。今是臣(臣臣)【13】、汙(其)可不寶【14】。虐(吾)先君之崇(常)心、汙(其)可不述(遂)【15】。今虐(吾)君既<即>棊(世)【16】、乳(孺子)(以上、第5號簡)女(汝)母(母)智(知)邦正(政)、誼(屬)之夫(大夫)【17】、老婦亦將(將)糾(糾)攸(修)宮中之正(政)【18】、門檻之外母(母)敢又(有)智(知)女(焉)。老婦亦不敢(以上、第6號簡)以躄(兄)弟昏(婚)因(姻)之言以亂(亂)夫(大夫)之正(政)。乳(孺子)亦母(母)以執(執)嬖(嬖)豎(豎)·卑御【19】·勤力·𠂔(价)駢(駢)【20】·媼(媼)妬之臣躬(躬)共(恭)汙(其)彥(顏)色【21】(以上、第7號簡)、廬(掩)於汙(其)考(巧)語【22】、以亂(亂)夫(大夫)之正(政)。

「乳(孺子)女(汝)共(恭)夫(大夫)、虐(且)以教女(焉)【23】。女(汝)及三戔(歲)、幸果善之【24】。乳(孺子)汙(其)童(重)旻(得)良【25】(以上、第8號簡)臣、三(四)嚳(鄰)以虐(吾)先君爲能綏【26】。

「女(如)弗果善、歿(死)虐(吾)先君而孤乳(孺子)【27】、汙(其)辜(罪)亦跖(足)婁(數)也【28】。邦人聿(盡)聞(聞)之、乳(孺子)(以上、第10號簡)或延(誕)告【29】、虐(吾)先君女(如)忍乳(孺子)志(之志)【30】、亦猷(猶)跖(足)。虐(吾)先君牝(必)將(將)相乳(孺子)、以定奠(鄭)邦之社稷(稷)。」

乳(孺子)拜、乃嘯(皆)臨【31】。自是(以上、第11號簡)昌(期)以至瓶(葬)日【32】、乳(孺子)母(母)敢又(有)智(知)女(焉)、誼(屬)之夫(大夫)及百執事人、嘯(皆)思(懼)、各共(恭)汙(其)事。

鼻父設(規)夫(大夫)曰、「君共(拱)而(以上、第12號簡)不言【33】、加釡(重)於夫(大夫)【34】、女(汝)訢(慎)釡(重)君斃(葬)而舊(久)之於上三月【35】。」

少(小)羨(祥)【36】、夫(大夫)聚啓(謀)、乃使(使)鼻父於君曰、「二三老(以上、第13號簡)臣、使(使)戠(禦)寇(寇)也【37】、尊(布)

愬（圖）於君。昔虜（吾）先君史（使）二三臣、躬（抑）景（早、驢）焄（先）句（後）之以言【38】、思羣臣旻（得）執女（焉）【39】、匱（虜且）（以上、第9號簡）……（脱簡）……母（母）交（效）於死【40】。今君定【41】、葬（拱）而不言、二三臣史（使）於邦、述=女=（惶惶焉【42】、焉）宵昔（錯）器於巽（選）贄（藏）之中【43】、母（母）乍（措）手止【44】。台（殆）於（以上、第14號簡）【45】爲敗（敗）、考（姑、胡）盜（寧）君【46】是又（有）臣而爲執（贄）辟（嬖）。幾（豈）既臣之獲（獲）臯（罪）【47】、或（又）辱虜（吾）先君、曰是亓（其）儻（蓋）臣也【48】。」

君倉（答）鼻（以上、第15號簡）父曰、「二三夫=（大夫）不尚（當）母（母）然、二三夫=（大夫）虜（皆）虜（吾）先君齋=（之所）付孫也【49】。虜（吾）先君智（知）二三子不忒=（二心）、甬（用）歷（歷）受（授）之（以上、第16號簡）邦【50】。不是狀（然）、或（又）稱（稱）起（起）虜（吾）先君於大難之中。今二三夫=（大夫）畜孤而乍（作）女（焉）【51】。幾（豈）孤亓（其）跋（足）爲免（勉）、躬（抑）亡（無）女（如）（以上、第17號簡）虜（吾）先君之憂（憂）可（何）■【52】（以上、第18號簡）。」

[訓讀文]

奠（鄭）の武公卒（卒）し、既に斃（殛）ひ、武夫人 乳=（孺子）を設（規）して曰く、「昔 虜（吾）が先君、女（如）し邦に將（將）に大事又（有）らば、北（必）ず再三夫=（大夫）を進めて而して之と虜（偕）に愬（圖）る。既に愬（圖）を旻（得）て乃ち之を爲し、毀ちては取（賢）とする所の者に愬（圖）れば、女（焉）ち之を繻（申）ぬるに龜筮（筮）を以てす、古（故）に君と夫=（大夫）と女（焉）に龜（晏）かにして、相ひ啜（惡）むを旻（得）ず。區=（區區）たる奠（鄭）邦、虜（吾）が君を望（望）みては、亓（其）の志を虜（吾）が君の己（己）に君たるに盈（盈）たさざること亡（無）きなり。人をして邦に姚（遙）聞（聞）せ史（使）め、邦も亦た大いに萬民に緜輔（賦）する無し。虜（吾）が君 大難の中に函（陷）り、儻（衛）に尻（處）ること三年、亓（其）の邦を見ず、亦た亓（其）の室を見ず。女（如）し良臣又（有）る母（母）く、三年君無くんば、邦冢（家）亂（亂）るるなり。儻（衛）自り奠（鄭）に與り卑（辟）耳（咄）して謀（謀）るが若

し。今はれ臣を臣として、丕（其）れ寶とせざる可けんや。虜（吾）が先君の崇（常）心、丕（其）れ述（遂）げざる可けんや。今虜（吾）が君 棊（世）に既<即>き、乳＝（孺子）、女（汝） 邦の正（政）を智（知）る母（母）かれ、之を夫＝（大夫）に誼（屬）し、老婦も亦た將（將）に宮中の正（政）を糾（糾）攸（修）すれば、門檻の外、敢へて女（焉）を智（知）ること又（有）る母（母）かれ。老婦も亦た敢へて跖（兄）弟昏（婚）因（姻）の言を以て以て夫＝（大夫）の正（政）を亂（亂）さざらん。乳＝（孺子）も亦た執（替、嬖）豎（豎）・卑御・勤力・𠂔（价）駢（駢）・媼（媼）妬の臣を以て丕（其）の顔（顔）色を躬（躬）共（恭）せしめ、四たび丕（其）の考（巧）語を角（掩）ひ、以て夫＝（大夫）の正（政）を亂（亂）るること母（母）かれ。

「乳＝（孺子）女（汝）共（恭）夫＝（大夫）よ、虜（且）く以て女（焉）に教へん。女（汝）三戢（歳）に及べば、幸果たして之を善せん。乳＝（孺子）丕（其）れ童（重）ねて良臣を旻（得）て、三（四）嚳（鄰）虜（吾）が先君を以て能く叙すと爲さしめん。

「女（如）し善を果たさず、虜（吾）が先君を歎（死）せしめて乳＝（孺子）を孤とせば、丕（其）の臯（罪）も亦た婁（數）ふるに跂（足）るなり。邦人聿（盡）く之を聞（聞）き、乳＝（孺子）或いは延（誕）に告げ、虜（吾）が先君 女（如）し乳＝（孺子）志＝（の志）を忍べば、亦た猷（猶）ほ跂（足）りん。虜（吾）が先君叱（必）ず將（將）に乳＝（孺子）を相けて、以て奠（鄭）邦の社稷（稷）を定めんとせん。」と。

乳＝（孺子）拜し、乃ち虜（皆）臨む。是の昌（期）自り以て瓶（葬）日に至り、乳＝（孺子）敢へて女（焉）に智（知）ること又（有）る母（母）く、之を夫＝（大夫）及び百執事の人に誼（屬）し、虜（皆）懇（懼）れ、各おの丕（其）の事を共（恭）しくす。

舅父 夫＝（大夫）を設（規）して曰く、「君共（拱）きて言はず、𧣾（重）を夫＝（大夫）に加ふ、女（汝）訢（愼）みて君𧣾（葬）を𧣾（重）んじて之を上は三月に舊（久）しくせよ。」と。

少（小）兼（祥）に、夫＝（大夫）聚り啓（謀）り、乃ち舅父を君に使（使）はして曰く、「二三老臣 寇（寇）を戡（禦）ぎて、圖（圖）を君に尊（布）

か兪(使)めん。昔虜(吾)が先君 二三臣をして、梟(早、騷)ぐを兪(抑)へて之を崙(先)句(後)して以て言は兪(使)め、羣臣をして女(焉)に執るを旻(得)思め、𠄎(虜(且))つ……(脱簡)……死を交(效、いた)すこと母(母)かれ。今君定まり、糝(拱)きて言はず、二三臣 邦に兪(使)はれ、逖(惶惶)女(焉)として、(焉)ち宵に器を巽(選)贗(藏)の中に昔(錯)へて、手止を乍(措)くこと母(母)かれ。散(敗)らるるに𠄎(殆)く、考(姑、胡)益(寧)ぞ君是れ臣又(有)るも執(摯)辟(嬖)を爲らんや。幾(豈)に既に臣の臯(罪)を獲(獲)て、或(又)虜(吾)が先君を辱む、是れ𠄎(其)の儻(蓋)臣と曰はんや。」と。

君 鼻父に倉(答)へて曰く、「二三夫(大夫)尚(當)に然る母(母)からんとせず、二三夫(大夫)は虜(皆)虜(吾)が先君の孫を付する所なり。虜(吾)が先君 二三子の忘(二心)あらざるを智(知)り、甬(用)て之に邦を歴(歴)く受(授)く。是れ狀(然)らざれば、或(又)虜(吾)が先君を大難の中に毎(稱)起(起)せん。今二三夫(大夫)孤を畜ひて女(焉)に乍(作)る。幾(豈)に孤𠄎(其)れ免(勉)むるを爲すに跂(足)りんや。兪(抑)も虜(吾)が先君の憂(憂)ひを女(如)可(何)ともする亡(無)からん。」と。

[現代語譯]

鄭の武公が亡くなり、殯が終わってから、武夫人が幼君を諫めて言うようには、「昔、我が先君(=鄭武公)は、國家に重大事があれば、必ず再三、大夫を呼んで共に相談したものです。計畫があればそれを實行し、それを破棄する場合は賢い者(智恵の働く者、ないし巫祝の類)に相談して龜卜筮竹の占いにかけました。だから君主と大夫とは静かに落ち着き、互いに憎み合うことがありませんでした。小さな我が鄭國は、我が君を望むにあたり、我が君が自分達の君主であることに満足しないことはなかったのです。人をやって國中の意見を集めさせ、國家も人民から賦役を厳しくすることがありませんでした。我が君(=鄭武公)は大いなる災難に陥り、衛に3年間滞在して、自分の國を見ることなく、自分の家族を見ることもありませんでした。もし國に良い臣下がおらずに、3年間君主がいなければ、國家は亂れたことでしょ

う。(鄭武公は)衛から鄭に關與して頭を傾けて呼氣を人に當てないように話すかのよう(に謙った様子)でした。今まさに臣下を臣下として大切にしないことがあるでしょうか。我が先君(=鄭武公)の不變の心は、遂げられないことがあるでしょうか。今、我が君(=鄭武公)が亡くなり、幼君よ、そなたは國の政治に(直接)關わってはならず、それを大夫に委ね、私もまた宮中の政治を取り締まって正そうとするので、宮門の外では、わざわざ政事に關與してはなりません。私もまた近親者の言葉をかざして大夫の政治を亂すことのないようにいたしましょう。幼君もまた身分の低いお気に入りの臣下によって、統御に努め、媚びへつらい嫉妬する臣下に顔色を引き締め恭しくさせ、四度その巧みな言葉を覆い隠し、それらの行爲によって大夫の政治を亂すことのないようにしなさい。」

「幼君、そして大夫達よ、ひとまず次の通り教示することにします。そなたらの(執政期間が)3年に及べば、最後に幸いとその治世を讚美することでしょう。幼君は再び良き臣下を得て、周圍の國々に我が先君(=鄭武公)が順序だてて事を運ぶことができたと思わせることでしょう。」

「もし讚美されることなく、我が先君(=鄭武公)を亡くならせて幼君を孤兒とすれば、その罪の大きさもやはり取るに足りないことはありません。國の者が全てこのこと(=大夫達に輔佐・執政させること)を聞き入れ、幼君が常に(そのことを群臣に)告げ、我が先君(=鄭武公)がもし幼君の志をお認めすれば、やはり十分なことでしょう。我が先君(=鄭武公)は必ず幼君を助けて、鄭國の社稷を安定させようとして下さることでしょう。」と。

幼君は拝禮し、そこで全員が聲を上げて泣いた。この日から葬禮の日まで、幼君は政事に關わることなく、それを大夫と諸々の官吏とに委ね、皆は恐れ慎んで、銘々自分の仕事に精勵した。

邊父が大夫を諫めて言うようには、「主君(=鄭莊公)は恭しくしてもの言わず、重任を大夫に授けた。そなたら、慎んで君主の葬禮を重んじ、(葬禮までの)期間の上限を三ヶ月にせよ。」と。

小祥の祭禮にて、大夫達は集まって相談し、邊父を國君(=鄭莊公)のもとに派遣して言わせるようには、「老臣達は侵略を防がせ、計畫を主君にお伝えさせることでしょう。昔、我が先君(=鄭武公)は若干の臣下に、騷動を

抑制して彼らを前進後退して進言させ、群臣に執政できるようにさせ、そして……（脱簡）……死ぬ必要はありません。今や國君の地位は安定し、恭しくしてものを言わず、我々臣下は國家に使役されて、茫然として夜中に器を随葬品の中に混ぜ、手足を置くようなことがあってはなりません。敗北する危険があって、どうして主君が臣下がいるのに寵臣を作りましょうか。臣下として罪を得て、更に先君（＝鄭武公）を辱める、どうしてこれをその遺臣と言えましょうか。」と。

國君（＝鄭莊公）が邊父に答えて言うようには、「その方らはそのよう（＝遺臣）でないことがないようにし、その方らは皆我が先君（＝鄭武公）がその子孫を付託した者である。我が先君（＝鄭武公）はその方らに二心のないことを知り、それで大夫達に國政を次々と授けてきたのである。そうでなければ、我が先君（＝鄭武公）を再び大いなる災難から呼び起こすことになる。今その方らは私を養って事を始めた。どうして私は努力するに充分であろうか、そもそも我が先君（＝鄭武公）の懸念をどうすることもできないであろう。」と。

[注]

【1】「奠（鄭）武公」について。整理者は、鄭武公は桓公の子、掘突であるといい、『史記』鄭世家の桓公三十六年に「犬戎殺幽王於驪山下、并殺桓公。鄭人共立其子掘突、是爲武公。」を引用する。

李守奎 2016a は、鄭武公の諡は下葬の前に「武」とされているので、本篇は武公の下葬後に完成したことが分かり、武夫人や『左傳』の武姜の「武」は諡ではなく、夫の諡による一種の稱謂であるとする。そして本篇では武公・武夫人は諡で、嗣君は「孺子」「君」と稱され、「莊公」の諡はなく、『左傳』の記述形式とは異なると述べ、本篇は莊公の在世中に成立した史官の實録だとする。

李學勤 2016 は、鄭國が西周の宣王二十二（前 806）年に宣王の弟友（桓公）が封建され、『國語』鄭語に幽王八（前 774）年に桓公が司徒となり、幽王十一（前 771）年に西周が滅亡して桓公も死亡し、その子の武公掘突が位を継ぎ（前 770 年）、『史記』鄭世家・年表によれば、武公十（前 761）年に申國の

女の武姜を娶り、同十四（前 757）年に子の莊公寤生が生まれ、同十七（前 754）年にその弟の共叔段が生まれ、同二十七（前 744）年に武公が亡くなったことを説明する。

王寧 2016b は、甲骨文・成周金文も「奠」に作り、春秋戦國期に「邑」を加えて「鄭」に作るようになったことを補足する。

【2】「斃」について。整理者は、これが三體石經「逸」字の古文であり、喩母物部の字で、ここは喩母物部の「肄」に読み、しばらく棺を安置して埋葬を待つ意だとし、『逸周書』作雒「武王……崩鎬、肄于岐周。」、『呂氏春秋』先識「威公薨、肄、九月不得葬。」とあるのがいずれも簡文に似ることをいう。

李守奎 2016a は、『逸周書』作雒解「武王既歸、成歲十二月崩鎬、肄于岐周。」、『儀禮』士喪禮（小殮と同時に）「掘肄見衽、棺入、主人不哭、升棺用軸、蓋在下。」を引用し、死亡日に襲、2 日目に小殮、3 日目に大殮と殯だから、掘肄は殯の前で、坎に陳尸するのが 3 日目なのは土葬の禮で、諸侯は 5 日目に殯するから、ここは武公が亡くなって 5 日目に西階坎の棺に尸を陳ねているのだという。

ee2016 で雲間は整理者を否定し、次のようにいう。詩論文辭を除きこの種の字は全て「宛」かそれに近い音で読む。朱駿聲『説文通訓定聲』が或説を引いて「涓」が「東」に通ずるとしており、これは喪禮の十三月の祭祀である「練」に讀める。また季旭昇は竹書に「兔」字が見えないことを指摘する。「兔」の構成要素を持つ字を「宛」聲とするのは問題なく、それは「捐」の右旁の元の形である。三體石經の「逸」には「兗」省聲の符號があってこれは恐らく音符でしかなく、隸定された「兔」とは異なるが同聲である。これは「象」でもある。よってこの前後は「武公卒」、「既葬」に讀め、「葬」「象」は同韻である。李天虹は三體石經の「逸」字について、「豫」を「佚」とする訓詁の例を挙げている。以上より、三體石經「逸」の右旁は若干省略された「豫」聲である。

王寧 2016b は『廣韻』「埋棺坎下也」を引用し、これが古人が正式な殯葬前に短期間棺を放置する方式だったことをいい、『文選』顔延之「宋文皇帝元皇后哀策文」李善注引『儀禮』「死三日而肄、三月而葬。」を引用する。

筆者注：整理者のいうように、ここは恐らく殯のことをいうのであり、

ee2016 の雲間説のように強引に「葬」に讀む必要はない。『禮記』王制に「天子七日而殯、七月而葬。諸侯五日而殯、五月而葬。大夫士庶人三日而殯、三月而葬。」、『儀禮』士虞禮に「死三日而殯、三月而葬、遂卒哭。」、『春秋』僖公三十二年に「冬十有二月己卯、晉侯重耳卒。」、『左傳』同に「冬、晉文公卒。庚辰、將殯于曲沃。出絳柩、有聲如牛。」、『春秋』莊公四年に「六月己丑、齊侯葬紀伯姬。」、『公羊傳』同に「……此其爲可葬奈何。復讎者、非將殺之、逐之也。以爲雖遇紀侯之殯、亦將葬之也。」などとあり、人が亡くなった後、葬の前に殯が行われ、その後で柩が出る。あるいは、本篇では鄭武公の柩前でこの儀禮的な會話がなされているのかもしれない。

【3】「武夫人」について。整理者は、これは武姜で、二人の子がおり、『史記』鄭世家「武公十年、娶申侯女爲夫人、曰武姜。生太子寤生、生之難、及生、夫人弗愛。後生少子叔段、段生易、夫人愛之。」を引用する。

王寧 2016b は、『左傳』隱公元年「初、鄭武公取於申、曰武姜」を引用し、また「姜氏」とも稱することを述べ、『史記』鄭世家「武公十年、娶申侯女爲夫人、曰武姜、生太子寤生。」、集解引徐廣「年表云十四年生寤生、十七年生大叔段。」を引用し、鄭武公二十七年に世を去った時、鄭莊公は十四歳で未成年だったことをいう。

筆者注：武夫人が傳世文獻にいう鄭武公夫人の武姜であることは、整理者のいう通り間違いない。『左傳』『史記』における彼女は、實子である莊公寤生・大叔段の中、大叔段の方をかわいがり、大叔段を支援して莊公を打倒しようとして失敗し、幽閉されたが、後に莊公と和解することになる。王寧 2016b は行間をかなり讀み込んでいるが、本篇を素直に讀めば、武夫人には『左傳』『史記』における積極的な性格や莊公との不和は見られない。

「設」について。李守奎 2016b は、「規」の起源について、楚文字は「枝指」の「枝」、秦文字は「支」に遡り、「支」「攴」が混同され、小篆の「支」が變形して手に「半竹」を持つ形となり、「支」の意味が分かれて別に成立した「規」と區別されるようになったとし、ここを「規」に讀む。

整理者は、李守奎 2016b の説に従って「規」に讀み、戒める意とし、『左傳』昭公十六年「子寧以他事規我。」を引用する。

「乳_三」について。整理者はこれを「孺子」に讀む。

李守奎 2016a は、『禮記』雜記上「君薨、大子號稱子。」、鄭注「謂未踰年也。」を引用し、この時、武公が死んだばかりでまだ年を踰えず、禮書と合致すると述べる。

李學勤 2016 はこれを鄭武公の長子の莊公とし、この時點で莊公は十三歳であり、「孺子」と稱されるのは適當だとする。

筆者注：先君が死去して後繼者が幼少の場合にどう處置がなされるかについては、傳世文獻である『左傳』の始めの方、つまり本篇におおよそ對應する年代の部分だけでも次のように各種の事例がある。

『左傳』隱公

惠公元妃孟子。孟子卒、繼室以聲子、生隱公。宋武公生仲子。仲子生而有文在其手、曰爲魯夫人、故仲子歸于我。生桓公而惠公薨、是以隱公立而奉之。

『同』隱公元年

元年春、王周正月、不書即位、攝也。

『同』

冬十月庚申、改葬惠公。公弗臨、故不書。惠公之薨也、有宋師、大子少、葬故有關、是以改葬。

魯惠公死後の場合は本篇と事情が異なり、嫡子の桓公はすぐには即位せず、年長者の隱公が公となっており、『左傳』はこれを「攝」と解する。惠公は改葬されているが、理由として宋の侵攻が挙げられている。

『左傳』莊公二十八年

二五卒與驪姬譖羣公子而立奚齊、晉人謂之二五耦。

これは晉獻公の死後、驪姫と「外嬖」の梁五・東關嬖五とが公子奚齊を擁立したことをいう。

『左傳』莊公三十二年

八月癸亥、公薨于路寢。子般即位、次于黨氏。冬十月己未、共仲使圉人犖賊子般于黨氏。成季奔陳。立閔公。

魯莊公の没後、成季の支援で子般が即位して母の生家にいたとされる。

『左傳』閔公二年

閔公、哀姜之娣叔姜之子也、故齊人立之。共仲通於哀姜、哀姜欲立之。
閔公之死也、哀姜與知之、故孫于邾。

魯閔公は母の實家の齊に擁立され、共仲は莊公の妻である哀姜と通じて魯の國君に立てられようとしたが未遂に終わっている。

『同』

成風聞成季之繇、乃事之、而屬僖公焉、故成季立之。

魯莊公の妾である成風は成季と結んで子の僖公を即位させている。

このように春秋時代には、前君主の配偶者と1名から若干名の有力大夫とが協力し、幼少とは限らないが次代の國君を擁立・輔佐するパターンがしばしば見られる。本篇の鄭莊公・武夫人・邊父ら大夫達もその形式に屬する。

【4】「昔虐先君」について。ee2016はこの後に讀點は不要だとする。

李守奎 2016a は、武夫人は嗣子に「孺子」「孺子汝」といい、君主に対する敬意は含まれておらず（清華簡『楚居』には未成年の王について「孺子王」の用例がある）、鄭武公には「君」「吾君」「吾先君」といい、大臣達は嗣君を「君」、武公を「吾先君」と呼んでおり、呼稱が異なることを指摘する。

王寧 2016b は、清華簡『鄭文公問太伯』に「吾先君桓公」「吾先君武公」「吾先君莊公」とあることを参照しつつ、鄭武夫人の會話文に現れる「吾先君」と「吾君」とが異なる可能性をいい、前者が鄭桓公、後者が鄭武公だとし、簡文の時點では鄭莊公はまだ正式に即位しておらず、鄭武公が名義上の國君であり、翌年に鄭莊公が正式に即位したのであり、邊父との會話に見える「吾先君」は鄭武公だとする。

林清源 2018a はこの簡文におけるこの用例を分析し、單に「君」と呼びかけるのは相手が國君であることを強調し、先君でも時の君でも可能であり、「吾先君」「吾君」と言うのは話者が自分と國君との身分關係を強調するものであるとする。

「愬（圖）」について。整理者は、「圖」は畫策する意とし、『爾雅』釋詁「圖、謀也。」を引用する。

【5】「乃」について。整理者は楊樹達 1954「顧也、却也。王引之云「異之之詞。」」を引用する。

ee2016 で暮四郎（黄傑）は、これは普通接続詞で、他の讀みにする必要はないとする。

蔣偉男 2016 も、『左傳』僖公五年「陳轅宣仲怨鄭申侯之反己於召陵、故勸之城其賜邑、曰、「美城之、大名也、子孫不忘、吾助子請。」乃爲之請於諸侯而城之、美。」などを引用し、これは順接の副詞「於是」だとする。

筆者注：文脈により、ee2016 の暮四郎説に従う。この前後は、計畫がうまくいけば、その計畫を捨て去る、の意となろうか。

「毀」について。整理者はこれを「敗」に訓じ、ここの句の意味を、實行を畫策したが失敗したと解釋する。

ee2016 で暮四郎（黄傑）は、これは「敗」ではなく、減損の意とする。

ee2016 で劉孟瞻は、毀譽の「毀」の意と指摘したこと（この前後の意味は、謀略を得て、大臣よりそれを批判されるところがあった、となる）を述べる。

ee2016 で厚予は、整理者・暮四郎に異を唱え、これを「燬」に讀み、『詩』周南汝墳に「王室如燬」とあり、『列女傳』二がそれを「毀」に作り、『楚帛書』丙「易（陽）、不燬事」の「燬事」は「毀事」であり、『毛傳』「燬、火也。」とあり、「王室如燬」とは王室が征伐すること過酷で、火の急で盛んなさまを意味し、簡文の「爲之毀（燬）」は、また「爲之急」でもあると述べる。

ee2016 で魚游春水（曹方向）は、「毀」字はその下の文に屬しないか考え、「得圖」は君臣の意見が一致することで、だから「爲之」とあり、「毀圖」は反對者がいたので、助けを龜策に求めたのだという。

楚竹客 2016 は ee2016 の劉孟瞻説に従い、『論語』子張「叔孫武叔毀仲尼。」、『後漢書』郭太傳「（謝甄）後不拘細行、爲時所毀。」を引用し、「毀圖」は計略を批判する意見だとする。

楚竹客 2016 への曰古氏のコメントは、清華簡『程寤』を参照しつつ、「毀」は批判ではなく「禱祈除殃」の意ではないかとし、『周禮』地官牧人「凡外祭毀事用尨」の注「毀、謂副辜候禳毀除殃咎之屬。」を引用する。

蔣偉男 2016 は、馮勝君 2018 の説が『淮南子』説林訓「心所說毀舟爲杙。心所欲毀鍾爲鐸。」、『莊子』馬蹄「白玉不毀、孰爲圭璋。」、鄂君啓車節「……、

以毀於五十乘之中。」などを引用して、「毀」は引伸して「改造」「改作」「改組」などの用法があるとするのを援用し、ここを「改造」の意とする。

龐壯城 2016 はこれを「撤除」「廢棄」の意とし、『禮記』雜記上「至於廟門、不悔牆、遂入。」、鄭玄注「毀、或爲徹。」、『儀禮』有司「有司徹」、陸德明『經典釋文』「徹、字又作撤。」を引用する。

王寧 2016b は、「得圖」「毀圖」は對で、「得圖」は意見が一致して決議すること、「毀」は變更、「毀圖」は元の決議を變更することで、「賢」は「善」に訓じ、「所賢者」は上手く謀を行った大臣で、彼らが決議を變更することを望まず、卜筮によって更に決議を變更しないようにしたとする。

子居 2016 はこれを「鑿」に読み、ここを龜に穴を開けて卜問することと解し、『韓非子』飾邪「鑿龜數策、兆曰大吉。」を引用する。

晁福林 2017 は整理者の読みを是としつつも、これを「詆」（そしる）にも讀めるのではないかとし、皆が計畫を出して意見を廣く求め、それについて皆が「突っ込みを入れる」ことだとする。

林清源 2018a は蔣偉男 2016 を是とし、引伸して「修訂」の意かもしれないともいう。

筆者注：ここは武夫人が先君武公の政治のやり方について述べるところで、プラスの意味で語られていることは間違いない。解釋しにくいので各人各様の説が出ているが、如字に讀む龐壯城 2016 説が比較的文意の通りがよいか（但しその説の文の區切りには従わない）。

「既曼慰乃爲之毀」について。

整理者はこの句を區切らず「既得圖乃爲之毀」に讀む。

ee2016 で暮四郎（黃傑）は、ここは上手い策略の後は衣服・食物などをすり減らすことをいい、祭祀前の齋戒と似ており、鄭重・敬謹を表すためだとする。

楚竹客 2016 は、ここを「既得圖，乃爲之；毀圖所賢者，焉申之以龜筮。」と區切り、「焉」は「乃」「則」の意とし、清華簡『繫年』簡 53 「乃立靈公、焉葬襄公。」を引用する。

楚竹客 2016 への曰古氏のコメントは、もし計略が完成したのであれば、後

の句で「申之以龜筮」の必要はないのではないかという。

龐壯城 2016 は「既旻^恩乃爲之、毀」のように區切り、「乃」は「於是」にかかるとして、楊樹達 1954 により、『周易』繫辭「見乃爲之象、形乃爲之氣。」、『春秋』定公十五年「戊午日下辰、乃克葬。」を引用する。

筆者注：ここからしばらく意味が通じにくく、文の區切りを變えたとしてもそれは大差ない。ひとまず「既旻（得）^恩（圖）乃爲之、毀^恩（圖）所^取（賢）者、女（焉）^繻（申）之以龜筮（筮）」と龐壯城 2016 のように文を區切り、「旻（得）^恩（圖）」「毀^恩（圖）」を意味上の對として、計畫があればそれを實行し、それを破棄する場合は賢い者（智恵の働く者、ないし巫祝の類）に相談して龜筮に従う、という意味にとっておく（海老根量介氏のご教示による）。

【6】「^恩所^取者」について。整理者は裴學海 1954:787 により、「所」を「其」に訓ずる。

楚竹客 2016 は、「所賢者」は計略を批判する意見の中、良質で従うべきものをいうとする。

筆者注：整理者の読みはかなり苦しく、ここは如字に解しておく。

「女（焉）」について。ee2016 はこの後で文を區切るべきであるとする。

ee2016 で暮四郎（黄傑）は、この前で文を區切り、この前後の文章を、君と大臣とが謀をめぐらす過程でよい方策を認め、更に諸々の占卜にかけて、吉凶を判断する意に解釋する。

龐壯城 2016 はこれを「則」に読み、『禮記』祭法「壇壇有禱、焉祭之、無禱、乃止。」、『管子』幼官「勝無非義者、焉可以爲大勝。」、『墨子』兼愛「必知亂之所自起、焉能治之。不知亂之所自起、則不能治。」を引用する。

林清源 2018a はこれを複合句を作る連接詞とし、「乃」「於是」に訓じ、この種の「焉」の用法は先秦古書に多いと述べ、上博楚簡九『陳公治兵』簡 1「君王焉先居深巒之上」などを引用する。

筆者注：ここは先に述べたように、ee2016 の暮四郎説・龐壯城 2016 の區切りに従って解しておく。

「繡」について。整理者は「繡」に隸定する。

楚竹客 2016 は「申之以龜筮」を龜筮によって検査する意とする。

龐壯城 2016 はこれを「説明」「申述」の意とし、『楚辭』九章抽思「道卓遠而日忘兮、願自申而不得。」、『禮記』郊特牲「大夫執圭而使、所以申信也。」を引用する。

筆者注：ここは圖版により、「繡」に作る。この文字に関する問題については、裘錫圭・李家浩 1992:422-428 参照。そこでは、西周金文の「繡」字と関連して「𠄎」が「東」の省寫とされる。その論法でいうならば、整理者の隸定でも構わないが、清華簡には『繫年』簡5・簡6の當該字のように字形の變化が進んだものもあるので、ここは圖版の形に近づけて「繡」に作っておく。この一文の解釋は、文の區切りはともかく、ee2016の暮四郎説が近いと考えられる。また「申」は文脈上「かさねる」の意にとる方がよい（海老根量介氏のご教示による）。

「龜筮（筮）」について。

晁福林 2017 は、『尚書』洪範で大事を定める過程は「謀及乃心、謀及卿士、謀及庶人、謀及卜筮」とされ、簡文と同様の順序であるとする。

筆者注：『禮記』表記に「子曰、大人之器威敬。天子無筮、諸侯有守筮。天子道以筮、諸侯非其國不以筮、卜宅寢室。天子不卜處大廟。子曰、君子敬則用祭器。是以不廢日月、不違龜筮、以敬事其君長。是以上不瀆於民、下不褻於上。」とあり、諸侯はその國でのみ筮し、適切に卜筮がなされることによって上下の秩序が保たれるとされる。

【7】「龜」について。整理者は、上博楚簡『孔子詩論』に「宛」字の假借字があり、影母元部で、ここは同音の「晏」に讀むとして、『禮記』月令「晏、安也。」を引用する。

ee2016 はこれを「宛」に讀んだ方がよいと述べる。

王寧 2016b は、上博楚簡『容成氏』「琬琰」の「琬」字が上旁を三つの「兔」、下旁を「月」に作ることから、これを「腕」として「琬」に讀み、「宛」と同じで「怨」に讀む。

子居 2016 はこれを直接「安」に讀む。

筆者注：ここは文脈上、プラスの意味に解するのが適切であり、整理者に従っておく。

「不相旻惡」について。整理者は「旻」を「得」に読んで「獲」に訓じ、ここは「不相得惡」で、互いに怨まずの意とする。

王寧 2016b は次のようにいう。「怨不相得」は怨恨が生じて互いに打ち解けないことである。先に群臣が占トによって決議の変更を不可能にしたため、君主と群臣との間に矛盾が発生した。古書に「相得」「不相得」「得惡」はしばしば見えるが「相得惡」が見えないため、「得」「惡」の間に讀點を入れ、「惡」は疑問詞である。

筆者注：王寧 2016b のいうように、確かに「相得惡」は用例が見えないが、ここは君主と臣下とが和合する意味に解するのがよく、整理者に従って読んでおく。

【8】「亡」について。整理者は「無」に読む。

王寧 2016b は、整理者の文の區切りでは意味が通じないとして、「惡區區鄭邦望吾君亡、不盈其志」に読んで、「亡」を逃げる意に読み、この前後を亡命した吾君（武公）の復歸を望む意味に解釋し、鄭桓公の時に後繼者争いがあったことを想定する。

筆者注：ここは整理者のように読むことで問題ない。

「盈」について。整理者はこれを「盈」に読んで「滿」の意とし、『左傳』文公十八年「不可盈厭」、杜注「盈、滿也。」を引用する。

「盈其志」について。清華大學出土文獻讀書會 2016 の王挺斌・王挺斌 2016 は、ここを「逞其志」に読む方がよいとし、古書に「逞志」がしばしば見えるが、出土古文字資料には少ないという（劉樂賢 2011：80）。

子居 2016 は王挺斌説に従う。

「君呂」について。整理者は「君」を動詞として「君己」に読み、この前後の文は鄭國の人が武公を擁護することをいうとする。

ee2016 で明珍はこれを「君紀」に読み、「紀」を綱領・法度の意とする。

王寧 2016b は整理者に従い、武公が亡命先で自立して鄭君となったことをいうとする。

林清源 2018a はこの「君」を「治理」「領導」に訓じ、この前後を、「(鄭國の大夫は)我が君(武公)の指導を受けることを切望しないことがない」と解釋する。

筆者注：この前後も読みにくい。「君己」で「君」を動詞として「己を君とする」に読むと文意が通じにくい。ここは「己に君たるに」に読んで、その前後を「小さな我が鄭國は、我が君を望むにあたり、我が君が自分達の君主であることに満足しないことはなかった」の意味に解しておく(海老根量介氏・羅濤氏らのご教示による)。

【9】「史人姚駟於邦」について。整理者は、武公は衛にいたので、人に鄭邦の大事を聞き知らせたとする。

筆者注：『國語』晉語六に、「見范文子、文子曰、「而今可以戒矣、夫賢者寵至而益戒、不足者爲寵驕。故興王賞諫臣、逸王罰之。吾聞古之王者、政德既成、又聽於民、於是乎使工誦諫於朝、在列者獻詩使勿兜、風聽臚言於市、辨祆祥於謠、考百事於朝、問謗譽於路、有邪而正之、盡戒之術也。

先王疾是驕也。』とあり、古の王者が民衆の意見を聴くために、種々の方法でそうした言葉が集められたことが述べられている。ここは次の文とあわせて、鄭武公を尊び、彼がその類の行動をとったことを表現しているのではないか。

「駟」について。整理者はこれを「聞」に読み、「知」と同じ意とし、『戰國策』齊策四「吾所未聞者」、高誘注「聞、知也。」を引用する。

ee2016 で暮四郎(黄傑)は、「姚駟」は「勞問」に読むべきとし、『詩』魏風碩鼠「莫我肯勞。」を『呂氏春秋』舉難高誘注は「逃」に作ることをいい、「勞問」が『逸周書』度邑「久憂勞問、害不寢。」が見えることを指摘する。

子居 2016 は ee2016 の暮四郎説に従う。

【10】「大絛」について。整理者は如字に読む。

王寧 2016b はこれを徭役の意味として「大徭」に読み、『山海經』南山經

「見則縣有大繇」、郭璞注「大繇、謂作役也。」を引用する。

「賄」について。整理者は「賦」に讀む。

王寧 2016b はこれを「敷」又は「布」に讀み、周平王が周幽王に追放されて申國に擁立されたこととの類似性を想定し、鄭武公が亡命して自立し、鄭桓公がまだ生存している状況下で、鄭國が出兵して武公を討伐できない、暗に武公の自立に道理があることをいうとする。

筆者注：『管子』輕重戊に「管子告魯梁之賈人曰、「子爲我致緇千匹、賜子金三百斤。什至而金三十斤。」則是魯梁不賦於民、財用足也。魯梁之君聞之、則教其民爲緇。十三月而管子令人之魯・梁。』、『史記』平準書に「天下已平、高祖乃令賈人不得衣絲乘車、重租稅以困辱之。孝惠・高后時、爲天下初定、復弛商賈之律、然市井之子孫亦不得仕宦爲吏。量吏祿、度官用、以賦於民。而山川園池市井租稅之入、自天子以至於封君湯沐邑、皆各爲私奉養焉、不領於天下之經費。漕轉山東粟、以給中都官、歲不過數十萬石。」とある。ここは前文とあわせて鄭武公の善政をいうと解するべきで、整理者の讀みでよい。

「繇賄（賦）」について。清華大學出土文獻讀書會 2016 の王挺斌・王挺斌 2016 は、これを直接「繇賦」に讀んで徭役と賦税のこととし、『韓非子』詭使「悉租稅、專民力、所以備難、充倉府也。而士卒之逃事狀匿、附託有威之門以避徭賦、而上不得者萬數。」を引用する。

子居 2016 は王挺斌説に従う。

筆者注：用例としてやや新しいが、『漢書』卷五景帝紀に「夏四月、詔曰、雕文刻鏤、傷農事者也。錦繡纂組、害女紅者也。農事傷則飢之本也、女紅害則寒之原也。夫飢寒竝至、而能亡爲非者寡矣。朕親耕、后親桑、以奉宗廟粢盛祭服、爲天下先。不受獻、減太官、省繇賦、欲天下務農蠶、素有畜積、以備災害。」とある。

「函」について。整理者は、これは匣母侵部の字で、同じ部の「陷」に讀み、陷入の意とし、師詢簋（集成 4342）「欲汝弗以乃辟函（陷）于艱。」、清華簡『祭公』「我亦不以我辟陷于難。」を引用する。

【11】「室」について。整理者は『逸周書』度邑「矧其有乃室」、朱右曾『集訓

校釋』「室、家室。」を引用する。

「虜君函於大難之中、尻於墮三年、不見斤邦、亦不見斤室」について。李守奎 2016a は、『史記』鄭世家「犬戎殺幽王於驪山下、并殺桓公。鄭人立其子掘突、是爲武公。」を引用しつつ次のようにいう。「大難」とは君父が殺され、民が離散し、嗣君が衛の地に寄寓し、鄭國は諸大臣の執政に依存して鄭國を安定させ、武公が衛にいながら鄭國の統治に參與したが、遠方から聞き知るのみであったことをいう。これは歴史上の経験をもとに嗣君に、國君は3年間國政に関わらなくてよいことを述べている。

李學勤 2016 は次のように述べる。吾君（鄭武公）の「陷于大難」とは西周王朝の覆滅をいう。當時は桓公が死んで武公が即位し、父の桓公が今の河南新鄭一帯に築いた國家に三年間不在で、衛國におり、このことは傳世文獻に記事がない。清華簡『繫年』には「周亡王九年、邦君諸侯焉始不朝于周、晉文侯乃逆平王于少鄂、立之于京師。三年、乃東徙、止于成周。」とあり、平王を迎えたのは幽王滅亡後九年の前762年であり、『毛詩正義』引鄭玄『詩譜』に「晉文侯・鄭武公迎宜咎于申而立之、是爲平王。以亂故、徙居東都王城。」とあり、平王を鄭武公も擁立しており、この時點で「三年」の苦境から脱しているから、武公が衛にいたのは即位の初めて、この時既に晉文侯と行動を起こす實力があった。翌年の武公十年に平王との關係が深い申國と通婚している。

清華大學出土文獻讀書會 2016 で程浩は次のように述べる。ここで理解し難いのは、武公は鄭國の國君であって何故「處衛三年」でなければならなかったのかということである。我々はここは平王の成周東遷と關係があるかもしれないと考えている。『左傳』隱公六年に「我周之東遷、晉・鄭焉依」とあり、鄭國は平王東遷の過程で重要な役割を果たした。平王東遷の初め、成周は未だ安定せず、なお「陷于大難之中」にあった。武公は衛に3年いたのは、平王をそばで輔佐するためであった。武公の時、成周の東北はまだ衛國の統制下にあった。『鄭文公問太伯』によれば、鄭國は莊公の時になって「北城温・原」「東啓隕・樂」となり、鄭・衛の邊境は更に東の河南輝縣に及んだ。よって、武公が鄭・衛の境界の成周で平王を輔佐して自然に「處衛」というよう

になり、簡文の武姜が「自衛與鄭、若卑耳而謀」というのはその證據である。

ee2016で魚游春水（曹方向）は、次のように清華大學出土文獻讀書會2016の程浩の見解に異を唱える。「大難」は鄭武公のことをいい、周平王ではない。衛にいたというのは、黄河・淇水一帯の衛國とするのが比較的自然而である。鄭武公が「發展」しようとしたのは、北方の黄河を越えた衛人の勢力範囲（衛は南方は黄河・淇水に臨み、鄭が求めたのは濟・洛・河・潁の間である）に出ようとしただけである。鄭國は平王を援助して東遷させた後、積極的に擴張しており、王室は衛國によって鄭國を牽制したことは（成王顧命の時、大臣の中に衛侯がいた）あり得る。『左傳』隱公期には、鄭莊公と王室との矛盾が高まり、王室と直接戦ったことが書かれており、武公期には恐らく王室と決して同心同徳ではなかったのであろう。清華簡『鄭文公問大柏』には鄭武公期に切り開かれた成果として、第一に、魯・衛の國君が來朝したとあり、これは鄭武公と衛國とがやり合うことが少ないことが既成事實だったことを意味し、武公が優勢だったので莊公の時に王室と直接衝突したのかもしれない、或いは優勢ではなかったので、莊公の時に王室が鄭國の鄔・劉等數箇所の田邑を取ったのかもしれない。王室が鄭國を規制したので、衛國の一部を押さえたのであろう。その成果の第三として、武公夫人のこの訓話があるが、「勤勞王家」の勲功を吹聴する必要がなかっただけではなく、かえって「創業艱難」の意味を表す必要があった。その艱難辛苦の程は、鄭武公はその國・室を見ず、鄭國內は「無君」と同様だったが、幸い良臣がいて崩壊を免れたのであり、その多くは敗北を暗示しているが、夫君を憚って名言を避けたのである。従ってこの局面を武公が苦境にあったと理解する可能性は比較的大きい。簡文に衛が三年大難に陥ったなどあるのは、鄭武公が衛國で三年苦しんだのではなく、少なくとも黄河・淇水の間をいたと素直に理解すべきであり、平王輔佐とは恐らく無關係であろう。『左傳』に子産が、鄭國は「商人」と共に東へ發展し、「世有盟誓」と述べているのは、一般的な仲間關係ではなく、徐中舒らのいうようにこの「商人」が殷商の末裔を指すのである。殷商遺民といえば、周初に封建された衛が思い浮かぶ。衛はもと殷商の遺民を管理しており、清華簡『繫年』にも見え、簡文にはまた「淇潁」ともある。鄭國と共に東へ發展した商人は、もしかすると自ら衛に親しく鄭を監察する意

志があったのかもしれない、王室がそう助言したのかもしれない。

王紅亮 2016 は、李學勤 2016 が清華簡『繫年』第二章「周亡王九年」(王紅亮 2012a・王紅亮 2012b・王紅亮 2015 はこれを周幽王九(前 773)年のこととする)の記事と本篇とを関連づける議論に據りつつ、『史記』周本紀・『國語』鄭語等では鄭桓公が周幽王を支持するが、「函(陷)於大難之中、尻(處)於衛三年」からは、その子の鄭武公は周平王を支持し、父子で派閥が異なっており、『繫年』第二章の「周亡王三年」とは、周幽王・周平王が並存していたことを示し、鄭武公は衛國に出奔して周平王を支持したのであって、周幽王九年に周平王は「天王」と稱してから「三年無君」であり、成周に東遷して鄭武公が東方諸侯を正し、そして周平王が即位したのだとする。

王紅亮 2016 について zjdds のコメントは次の通り。もしそうであれば、この時、鄭桓公はまだ亡くなっておらず、桓公・武公父子が同時に存在し、本篇の三年の喪とは関係なく、續く文章の問題は決着せず、依然として文脈に合わない。それに「如母有良臣、三年無君、邦家亂矣」は、良い臣がいれば亂れないということで、周幽王とその後の情勢とは無関係である。

王紅亮 2016 について wanghuzi のコメントは次の通り。「三年無君」は明らかに鄭國のことで、本簡が成立した時、恐らく周王を「君」と稱することができず、「王」とのみ稱したのであり、また吾が君が「處於衛三年」ということについて、幽王は衛のどこにいたのか、それに「吾君」と「處於衛」とを分けて解釋すれば、主語がなくなる。

王紅亮 2016 について wangwei7706 のコメントは次の通り。「吾君陷於大難之中……處於衛三年……三年無君、邦家亂也」は明らかに鄭國の状況について述べており、「三年無君」は『繫年』の「三年乃東徙」と同じことを指す。

王寧 2016a は、本篇を清華簡『繫年』『鄭文公問太伯』や『史記』鄭世家・『竹書紀年』と比較しつつ次のように推測する。李學勤 2016 が「陷於大難」は西周の滅亡について述べているというのは正しく、鄭武公期に「大難」はない。また王紅亮 2016 による鄭桓公・武公父子が政治的に分派したとする想定もあり得る。周平王一派が鄭桓公を殺し、それで太子だった鄭武公は鄭國に戻れなくなって衛國へ亡命した。だが鄭の人は鄭桓公の死に鄭武公が関係したと考えたので、鄭武公が呼び戻されて即位したのはそれから三年後にな

り、その間、鄭國は無君状態だった。晉文侯が攜惠王（王子余臣）を殺して平王を擁立すると鄭武公は平王を支持した。

王寧 2016b は、李學勤 2016・清華大學出土文獻讀書會 2016 の程浩説を否定して ee2016 の漁游春水説に従い、「大難」は鄭武公十年に武姜を娶った後に発生しており、ここは、今回の變事は鄭國に大きな打撃を與えたが、群臣の忠誠心と努力で鄭武公を輔佐し、鄭國を復興させたことを記しているとする。

晁福林 2017 は、衛に「三年」いたとは鄭武公が位を繼ぐ前の3年で、前770～前768年であり、「室」は妻のことで、『史記』十二諸侯年表鄭武公十（前761）年に「娶申女武姜」とあり、鄭武公が妻を娶った後、その十一（前760）年から十三（前758）年までの間に衛にいたのであろうと推測する。

筆者注：この部分は傳世文獻に記録がなく、ひとまず簡文の字義通りに釋するほかなかろう。李學勤 2016 もいうように清華簡『繫年』第二章に、

周亡王九年、邦君者（諸）侯女（焉）台]（始）不朝于周、晉文侯乃逆坪（平）王于少鄂、立之于京自（師）。三年、乃東遷（徙）、止于成周、晉人女（焉）台]（始）啓于京自（師）。奠（鄭）武公亦政（正）東方之者（諸）侯。武公即殲（世）、戕（莊）公即立（位）。戕（莊）公即殲（世）、邵（昭）公即立（位）。

とあり、その「三年」が本篇のそれと對應している。本篇にいう鄭武公の「大難」を東遷期以外の事件と絡むことは考えにくく、恐らく情勢が落ち着くまで衛に避難していたのであろう。また本篇の描く鄭武公の「名君」ぶりは、『繫年』第二章の「鄭武公亦正東方之諸侯」と関連し得る。

【12】「女」について。整理者は「如」に讀む。

筆者注：この一文は、鄭武公が3年間衛にいたことを承け、かつ衛から鄭に謙って相談したことに先行するので、これを「もし」に讀めば（海老根量介氏のご教示による）、「もし良い臣下がいなければ、三年間君主がおらず、國家が亂れたことだろう」となり、「しかるに」に讀めば、「それなのに良い臣下がいず、三年間君主がおらず、國家が亂れた」となる。本篇の内容からすれば、鄭武公の時に良い臣下がいなかったとは考えにくく、ここは假定として解するのが適當。

「巳」について。整理者は「也」に讀む。

清華大學出土文獻讀書會 2016 の王挺斌・王挺斌 2016 は次のようにいう。「巳」字は清華簡六の『管仲』『子産』篇にも見える。「巳」「也」の形・音は異なり、「巳」字は恐らく直接「也」とは讀めないだろう。この「巳」は「巳」「止」の意で、「巳」の字形は「巳」から分化したものである（季旭昇 2014：979）。「巳」は古書ではしばしば句末の語氣詞として現れ、「也」「矣」として用いられることもある（楊伯峻 1981：253-254）。「巳」「詒」も異文の用例があり、今本『老子』第二章の「天下皆知美之爲美、斯惡巳、皆知善之爲善、斯不善巳」を、北大簡本は「天下皆智美之爲美、亞（惡）矣、皆智善之爲善、斯不善矣」に作る。白於藍 2012:38 は似た用法の「巳」を「矣」の通假字とする。しかし「巳／巳」の語氣詞の用例は豊富であって、實のところ虚詞の特徴を残しており、必ずしも通假字を取らねばならないわけではない。

ee2016 で明珍はこれを「矣」に讀む。

王寧 2016b は清華大學出土文獻讀書會 2016 の王挺斌説に従う。

筆者注：この「巳」の讀みについて、理論上は清華大學出土文獻讀書會 2016 の王挺斌説でよいが、ひとまず整理者が「也」に讀むのに従っておく。

「與」について。整理者は『戰國策』秦策一「不如與魏以勁之」、高誘注「猶助也。」、『穀梁傳』僖公十五年楊士勛疏「猶近也。」を引用する。

ee2016 で魚游春水（曹方向）は、これは關わる意の「與」として解釋可能だが、處理する意の「舉」としても讀めるとし、この前後は、鄭武公が衛にあって鄭國の政事を處理し、あたかも鄭國にいるかのような意だと述べる。

子居 2016 はこれを「～と」の意の介詞とする。

「卑」について。整理者は『穀梁傳』僖公十五年楊士勛疏「猶近也。」を引用する。

清華大學出土文獻讀書會 2016 の王挺斌・王挺斌 2016 は、この字は整理者のいうように古注を引いて「近」とするのがよく、これに補足すれば、「卑」は「比」の假借字で、「卑」「比」は音が近く通じ、「卑耳而謀」は「比耳而謀」の意だとする。

子居 2016 は「卑耳」は「辟耳」で、後世の「側耳」のこととする。

筆者注：文脈により、ここは整理者の読みも一案である。だが『禮記』曲禮上「負劍辟咻詔之、則掩口而對」、鄭注「辟咻詔之、謂傾頭與語、口旁曰咻」、『同』少儀「有問焉、則辟咻而對」、孔疏「尊者有事問己、己則辟口而對、不使口氣及尊者。」とあり、ここの「卑耳」は「辟咻」に読み、頭を傾けて呼氣を人に當てないように話す意して、鄭武公の謙ったさまを表すと解するのが適當（大西克也氏のご教示による）。

【13】「是臣」について。整理者はこれを「このような臣」とし、2つめの「臣」字は動詞であり、ここはこのような臣を臣とするの意であるとする。

ee2016 で暮四郎（黄傑）は、ここからは「今是臣、臣其可不寶吾先君之常心。其可不遂。」と區切って読むべきで、「其」は反問の語氣を表すと述べる。

ee2016 の羅小虎（羅濤）は、『戰國策』秦策一「制海内、子元元。」、『史記』文帝本紀「以全天下元元之民。」、注「其言元元、言非一人也。」、『漢書』元帝紀「由此觀之、元元何辜。」を引用し、ここの「臣臣」も「元元」のような名詞の疊用で、多くの臣下の意ではないかとする。續いて「賢」字の省體ではないかともし、これを「賢臣」に読む可能性も述べる。

羅濤 2017 は、ここの符號は重文符號であり、ここは賓語前置の構造ではなく、「是」は「此」の意、「臣臣」は名詞の疊用であり、「今是」は『墨子』天志下「今是楚王、食於楚之四境之内。」などに見えると述べる。

林清源 2018a は最初の「臣」は修飾語で「臣の本文を慎み守る」意であり、次の「臣」は中心語で臣下の意で、その前の「今是」とあわせて、今これら臣の本文を慎み守る臣下、の意味だとする。

筆者注：整理者の區切りに従えば、この前後は、「今まさに臣下を臣下として、どうして（國を）保てないことがありましようか。我が先君（＝鄭武公）の不變の心は、どうして遂げられないことがありましようか。」となり、ee2016 の暮四郎説に従えば、「今やまことに臣下達は、臣下が我が先君（＝鄭武公）の不變の心を寶としなければ、（國の大事を）遂げることができないでしょう。」となる。「臣臣」は例えば、『國語』晉語四に「初、獻公使寺人勃鞞伐公於蒲城、文公踰垣、勃鞞斬其袂。及入、勃鞞求見、公辭焉曰、「驪姬之讒、爾射余於屏内、困余於蒲城、斬余衣袂。又為惠公從余於渭濱、命曰三日、若宿

而至。若干二命、以求殺余。余於伯楚屢困、何舊怨也。退而思之、異日見我。」對曰、「吾以君為已知之矣、故入。猶未知之也、又將出矣。事君不貳是謂臣、好惡不易是謂君。君君臣臣、是謂明訓。明訓能終、民之主也。二君之世、蒲人・狄人、余何有焉。除君之惡、唯力所及、何貳之有。今君即位、其無蒲・狄乎。伊尹放太甲而卒以爲明王、管仲賊桓公而卒以爲侯伯。乾時之役、申孫之矢集于桓鉤、鉤近於袂、而無怨言、佐相以終、克成令名。今君之德宇、何不寬裕也。惡其所好、其能久矣。君實不能明訓、而棄民主。余、罪戾之人也、又何患焉。且不見我、君其無悔乎。』、『論語』顏淵に「齊景公問政於孔子。孔子對曰、「君君、臣臣、父父、子子。」とあるが、これらの「臣」は動詞ではない。ただ暮四郎説・羅小虎説においても「臣」の疊用がやや不自然である。ここは整理者の區切りの方が文意に合うか。

【14】「亅可不寶」について。整理者はこれを「其可不保」に読み、「保」を安定の意とする。

ee2016 は、「可」を必ずしも「何」に読む必要はないとする。

ee2016 で暮四郎（黄傑）は「其可不遂」に読む。

王寧 2016b は ee2016 に従い、「寶」を惜しむ、珍重する意に解する。

子居 2016 は整理者に従いつつ、舊政を保守する意とする。

羅濤 2017 は「寶」を如字に読み、「其何」は『左傳』僖公五年「一之謂甚、其可再乎。」のように反語で、「寶」は整理者説はおかしく、珍重する、重視するの意とし、この前後を、今これらの臣下達は、どうして珍重できないことがあるか、と解して、『尚書』旅獒「不寶遠物、則遠人格。所寶爲賢、則邇人安。』、『國語』楚語下「明王聖人能制議百物、以輔相國家、則寶之。」が簡文の意味に比較的近いとする。

林清源 2018a は「寶」について王寧 2016b に従う。

筆者注：ee2016 らのいうように、「可」を「何」としても文意に變化はなく、ここは如字に読んでおく。「其可不」を含む構文としては、『尚書』酒誥に「王曰、封。予不惟若茲多誥。古人有言曰、人無于水監、當於民監。今惟殷墜厥命、我其可不大監撫于時。』、『管子』心術上に「人之可殺、以其惡死也。其可不利、以其好利也。是以君子不怵乎好、不迫乎惡。」などとある。「寶」も王寧 2016b・羅濤 2017 のように如字に読む。

【15】「述」について。整理者は、これを「遂」に読み、『逸周書』常訓「順政曰遂。」を引用する。

ee2016 はこれを如字に読み、述べるの意で、引伸して従うの意とする。

ee2016 で bulang は、整理者の解釋を否定し、この「遂」は快適、心にかなうの意とする。

羅濤 2017 は「述」を、『國語』周語下「而行之以遂八風。」韋昭注「遂、順也。」にあるように「順」に読み、『呂氏春秋』順民「先王先順民心、故功名成。」等のように「順某某之心」の形式とする。

林清源 2018a は ee2016 に従う。

筆者注：文脈からいえば諸家の説いずれでも合いそうであるが、ひとまず整理者の解釋に従っておく。

「虍（吾）先君之崇（常）心、丌（其）可（何）不述（遂）」について。整理者は、「吾先君之常心、其何不遂。」に読む。

ee2016 はこれを「吾先君之常心其可不述。」と區切って読む。

林清源 2018a は整理者に従う。

筆者注：「常心」について、『老子』王弼注本第四十九章「聖人無常心、以百姓心爲心。」、馬王堆帛書『老子』乙本同章「〔聖人〕恒无心、以百省（姓）之心爲心。」、北大簡同章『老子』「聖人恒無心、以百生（姓）之心爲心。」、『莊子』德充符「常季曰、彼爲己以其知、得其心以其心、得其常心、物何爲最之哉。」とある。これは道家系のキーワードであり、『老子』帛書本・北大簡本では「恒无心」「恒無心」となっている。だが簡文のそれは、鄭の先君武公の常なる願望という程度の意味であり、そこに道家的要素はないものとみてよい。ただ假に戦國期において簡文のような「常心」が一般に通用していたとすれば、道家系思想はそういう通俗的な意味での「常心」を逆用したことになる。

【16】「既棗」について。整理者は「既」を「即」の誤りとし、これが清華簡『繫年』第二章「武公即世」にも見え、整理者注に「即世、意爲亡卒、見《左傳》成公十三年、十六年、襄公二十九年、昭公十九年、二十六年等、如成公十三年『穆、襄即世』、杜注：『文六年晉襄、秦穆皆卒。』」とあることをいう。

李守奎 2016a は、『禮記』曲禮下「天子死曰崩、諸侯曰薨、大夫曰卒、士曰不祿、庶人曰死。」を引用し、『春秋』では諸侯の死を「薨」「卒」ということを示し、清華簡『繫年』では「即世」というが「薨」の例がなく、「卒」「即世」は諸侯の死亡の通稱であって、褒貶の意はないとする。

筆者注：水野卓 2017：4-11 は清華簡『繫年』における「即世」について、この語の背後には、前君が死者として靈的な存在となり、祖先の血縁の流れの中につく觀念があり、「立」→「即世」→「即位」という段階を経て新君が誕生する認識が存在した可能性を述べる。その論法ならば、本篇は鄭武公の「即世」前後から鄭莊公の「即位」に至る過程を描いたものとなろう。

【17】「女」について。整理者はこれを「汝」に讀む。

陳偉 2016 はこれを假説連詞の「如」に讀めるかもしれないと述べる。

清華大學出土文獻讀書會 2016 で劉斌は如字に讀む。

ee2016 は簡7「孺子」の後に「汝」がないことから、この字を「汝」に讀む可能性は比較的低いとし、劉光が根據を示さずに「如」に讀むことを示しつつ、もしそう讀むなら、沈培「由上博簡證“如”可訓爲“府如”」（筆者注：沈培 2007）により、「如」は「不如」に訓すべきだとする。それへの心包のコメントは、蕭旭 2007：256 により、ここの「如」は意味のない、「之母」の意を強める助詞かもしれないと述べる。

王寧 2016b は ee2016 に従う。

林清源 2018a はこれを簡8「孺子女拱」の「女」同様に「如」に讀んで「當」又は「如果」に訓じ、またもし「汝」に讀むならば、先秦宮廷用語で「孺子」「汝」を同位語とする例はほとんどなく、簡文でも莊公に對して「汝」「孺子女」と呼ぶような用例はここにしかないことを指摘する。

筆者注：この前後は、鄭武夫人が孺子に、政治を大夫に任せるよう促すところである。「孺子」の直後に「汝」がくるのは、文脈には合うものの、諸家が指摘するようにやや不自然であるが、ee2016 のいうように「如」を「不如」と解するのもいささか強引である。ひとまず整理者に従って讀んでおく。

「諛」について。整理者は『左傳』襄公十九年「仲子生牙、屬諸戎子」、杜注「屬、託之。」を引用する。

【18】「𠂔攸」について。整理者はこれを「糾修」に読み、統治の意とし、『左傳』昭公六年「糾之以政」、孔疏「糾、謂舉治也。」、『論語』堯曰「修廢官」、皇侃義疏「治故曰修。」を引用する。

陳偉 2016 はこれを慎む（収斂）・束縛する（約束）意の「收」に読めるかもしれないといい、そうならば、この前後は折衝・脅迫ともいえ、一般的な意味での母子間の訓戒とは異なると述べる。

ee2016 で易泉は、郭店楚簡『老子』甲本簡 36、郭店楚簡『性自命出』簡 23 で「厚」字が「句」に従うことから、「𠂔」を「厚」に読む。

ee2016 で劉偉濤は整理者のように「糾修」に読みつつ、「糾」を「舉」に訓じ、『左傳』昭公六年「糾之以政。」、注「糾、舉也。」、『尚書』冏命「繩愆糾糾謬。」、疏「糾、謂發舉其愆過。」を引用し、『金瓶梅』第四十八回「彈圧官邪、振揚法紀、乃御史糾政之職也。」のように後世に「糾政」の用法があると述べ、簡文では「𠂔」「修」の意味が近く、ここは宮中の政務を摘發して修正する意という。

林清源 2018a は「𠂔」は見紐幽部、「句」は見紐侯部、「具」は群紐侯部で、聲紐の發音部位が同じで、韻部は幽・侯旁轉で通假するとし、ここは「具修」に読んで「齊備」「完善」に訓ずるのではないかと述べる。

筆者注：ここは鄭武夫人が孺子のために宮中の政治を正す意味であろうから、文脈上、整理者の読みで問題ない。『周禮』天官冢宰宰夫に「正歲、則以灋警戒羣吏、令脩宮中之職事。書其能者與其良者、而以告于上。」とあり、簡文にやや近い用例である。

「𠂔弟昏因」について。整理者はこれを「兄弟婚姻」に読む。

筆者注：『詩』小雅角弓に「駢駢角弓、翩其反矣。兄弟昏姻、無胥遠矣。」とあり、「兄弟昏姻」は血縁、親類の意味で用いられている。また新しい用例であるが、『孔子家語』問禮第六に「孔子曰、「丘聞之、民之所以生者禮爲大。非禮則無以節事天地之神。非禮則無以辯君臣上下長幼之位焉。非禮則無以別男女父子兄弟婚姻親族疏數之交焉。是故君子以此爲尊敬、然後以其所能教順百姓、不廢其會節。……」」とある。『禮記』哀公問に「孔子曰、「丘聞之、民之所由生、禮爲大、非禮無以節事天地之神也、非禮無以辨君臣・上下・長幼

之位也、非禮無以別男女・父子・兄弟之親、昏姻疏數之交也。君子以此之爲尊敬然。然後以其所能教百姓、不廢其會節。……」とあり、ここでは「兄弟」「昏（婚）姻」は對概念である。『國語』周語中に「王德狄人、將以其女爲后、富辰諫曰、「不可。夫婚姻、禍福之階也。由之利内則福、利外則取禍。今王外利矣、其無乃階禍乎。昔摯・疇之國也由大任、杞・繪由大妣、齊・許・申・呂由大姜、陳由大姬、是皆能内利親親者也。昔厲之亡也由仲任、密須由伯姑、鄆由叔妘、聃由鄭姬、息由陳媯、鄧由楚曼、羅由季姬、盧由荊媯、是皆外利離親者也。」とあり、「内利」「外利」により婚姻の禍福が分かれることが示されるが、「外利」により「離親」する原因となった女性達が列擧されている。そして『同』楚語下に「（觀射父）對曰、「……國於是乎蒸嘗、家於是乎嘗祀、百姓夫婦擇其令辰、奉其犧牲、敬其粢盛、絜其糞除、慎其采服、禋其酒醴、帥其子姓、從其時享、虔其宗祝、道其順辭、以昭祀其先祖、肅肅濟濟、如或臨之。於是乎合其州鄉朋友婚姻、比爾兄弟親戚。於是乎弭其百苛、殄其讒慝、合其嘉好、結其親暱、億其上下、以申固其姓。上所以教民虔也、下所以昭事上也。……」」とあり、「婚姻」「兄弟」を含む天子から庶人に至る上下の秩序の安定が述べられている。簡文の「兄弟昏姻」はあくまでも親類の意味ではあるが、その規範を外れることにより禍をもたらすことを避ける意圖が込められている。

「今虘君既<即>棗、乳₂女母智邦正、誼之夫₂、老婦亦猶₄攸宮中之正、門坎之外母敢又智女。」について。李守奎 2016a は「今吾君即世、孺子汝母知邦政、屬之大夫、老婦亦將糾宮中之政、門坎之外母敢有知焉。」に読み、ここは前段で歴史を述べたところから現實に戻り、嗣君に執政させないために、自分の權力を宮中に制限し、母子共に大夫による政治を亂さないようにすることをいうとする。そして彼女らがそうする理由は、後段に書かれているとして、孺子が大夫に學ぶことができ、大夫の3年間の執政がうまくいけば嗣君は良い臣を得て侵略を防いで國君として權力を振るうことができ、うまくいかななくてもその責任は明白に大臣にかかるから、嗣君は先君の靈に求めてその輔佐により鄭國が安定するから、いずれにせよ嗣君にとって利益があるとする。

「老婦亦𦉳𦉳₄攸宮中之正、門檻之外母敢又智女。老婦亦敢以𦉳弟昏因之言以𦉳夫_二之正。」について。李學勤 2016 は「老婦亦將糾修宮中之政、門檻之外母敢有知焉。老婦亦不敢以兄弟婚姻之言、以亂大夫政。」に読みつつ、この背景は武姜が申國の娘であることによるとし、『左傳』には、武姜が莊公を生んだ時が難産で、その子を好まず、本篇の武姜の態度にそうした感情が隠されているかどうかは吟味を要するという。

【19】「卑」について。整理者はこれを身分が卑しいこととする。

陳偉 2016 はこれを「辟」「嬖」に読み、寵愛し信用する意で「摯」と意味が類似すると述べる。

「御」について。整理者は『詩』車攻「徒禦不驚」、朱熹『集傳』「車御也。」を引用する。

「執𦉳卑御」について。整理者はこれを「摯𦉳卑御」に読み、『詩』雨無正「摯御」、朱熹『集傳』「近侍也。」を引用し、「摯𦉳卑御」とは廣く近侍者を指すと述べる。

陳偉 2016 は、これは後に邊父が述べる「摯𦉳辟（嬖）」のこととする。

清華大學出土文獻讀書會 2016 で石小力は「執」字は簡 15 の「執嬖」にも見え、楚簡や古書からいえば「摯」より「褻」の方がよく、「卑御」の「卑」は「嬖」に読み、「嬖御」は『禮記』緇衣「毋以嬖御人疾莊后。」に見え、上博楚簡『緇衣』簡 12 は「毋以辟（嬖）御靈莊后」、郭店楚簡『緇衣』簡 23 は「毋以卑（嬖）御息莊后」に作ると述べる。

ee2016 で明珍は清華簡『祭公』簡 16 に「俾御」とあることをいう。

筆者注：傳世文獻にはこの四字熟語の用例が見えないが、整理者もいう通り、文脈からいってここは君主の側に仕える身分の低い者達のこととしてよい。

【20】「勤力」について。整理者は、『國語』晉語五「子之力」、韋昭注「功也。」を引用し、これを功勞のある意とする。

子居 2016 はこれを「筋力」に読む。

筆者注：『史記』殷本紀に「湯歸至于泰卷陶、中鬻作誥。既紕夏命、還亳、

作湯誥、「維三月、王自至於東郊。告諸侯羣后、「母不有功於民、勤力迺事。予乃大罰殛女、母予怨。」……」とあるように、本來は力を盡くす類の意であるが、ここは清華大學出土文獻讀書會 2016 の馬楠がいうように、「褻豎」「嬖御」「勤力」「射馭」「媚妬」が並列されていると考えるのがよい。「勤力」は任務に忠實な者程度か、或いは後の兵車の「射馭」に對する歩兵か力士の意味であろうか。『左傳』宣公十五年に「秋七月、秦桓公伐晉、次于輔氏。壬午、晉侯治兵于稷、以略狄土、立黎侯而還。及雒、魏顆敗秦師于輔氏、獲杜回、秦之力人也。初、魏武子有嬖妾、無子。……及輔氏之役、顆見老人結草以亢杜回。杜回躓而顛、故獲之。」とあり、「力人」は歩兵である。

「𠂔」について。整理者は、これは夬聲に従い、見母月部の「价」に読み、『詩』板「价人維藩」、鄭箋「价、甲也。」を引用し、一説に「𠂔」を「射」の異體字として射手を指すことをいう。

ee2016 で易泉は、整理者の「射」の異體字説に従い、「勤力射馭」について、『國語』晉語の「智宣子將以瑤爲後」章で、「射御足力則賢」の「射御足力」を参考として示す。

何有祖 2016 は、清華大學出土文獻讀書會 2016 で馬楠がここを「射馭」と釋することをいい、それが「射」の異體字説だとした上でこれに従い、「勤力射馭」について、『國語』晉語の「智宣子將以瑤爲後」章で、「射御足力則賢」の「射御足力」を参考として示す。

王寧 2016b は何有祖 2016 に従う。

「駢」について。整理者はこれを「馭」に読んで馭者のこととする。

【21】「媼妬」について。整理者は「妬」について、『戰國策』趙策二「奉陽君妬」、鮑彪注「嫉賢也。」を引用する。

清華大學出土文獻讀書會 2016 で馬楠は次のように述べる。この前後の「孺子亦母～以亂大夫之政」までが一文である。「褻豎」「嬖御」「勤力」「射馭」「媚妬」は並列されている。毛公鼎に「矧唯乃智（知）、余非用有聞。」「父廛、寧之庶出入事于外、敷命敷政、矧小大楚（胥）賦。無唯正聞、矧其唯王智（知）、迺唯是喪我國。」の二文はいずれも「知」「聞」が對になっており、諸事の出

入り、小・大邦の胥賦は毛公のみが知り、王はあずかり知らず、もし政務における官長が聞き知らずに王のみ知れば、國家を喪亂に導くことになる。清華簡『書』立政に「文王罔攸兼于庶言。庶獄庶慎、惟有司之牧夫是訓用違。庶獄庶慎、文王罔敢知于茲。」とあるのも、官長（正）に政治を委ね、王が關知しない意味である。清華簡『鄭武夫人規孺子』の「(武公) 使人遙聞於邦」「孺子女母知邦政、屬之大夫」「門檻之外母敢有知焉」は、同『管仲』に「大夫假事、便嬖知官事長。」、同『子産』に古の狂君が「以自余智、……任砧(重) 不果」とあり、いずれも職責の歸屬をいうのである。

王寧 2016b は清華大學出土文獻讀書會 2016 の馬楠説に従う。

筆者注:「媚妬」は『唐御史臺精舍題名考』卷二 碑陰題名 殿中侍御史兼内供奉 李義「景龍中、葉靜能諂諛媚妬、權勢傾人。」のように後代の文獻にしか見えない。『左傳』襄公四年に「(魏絳) 對曰、「昔有夏之方衰也、后羿自鉏遷于窮石、因夏民以代夏政。恃其射也、不脩民事、而淫于原獸、棄武羅・伯因・熊髡・彤圍、而用寒泥。寒泥伯明氏之讒子弟也、伯明后寒棄之、夷羿收之、信而使之、以爲己相。泥行媚于内、而施賂于外、愚弄其民、而虞羿于田。樹之詐慝、以取其國家、外内咸服。羿猶不悛、將歸自田、家眾殺而亨之、以食其子、其子不忍食諸、死于窮門。……」』、『國語』晉語一に「獻公田、見翟祖之氣、歸寢不寐。郤叔虎朝、公語之。對曰、「牀第之不安邪。抑驪姬之不存側邪。」公辭焉。出遇士蔿曰、「今夕君寢不寐、必爲翟祖也。夫翟祖之君、好專利而不忌、其臣競諂以求媚、其進者壅塞、其退者拒違。其上貪以忍、其下偷以幸、有縱君而無諫臣、有冒上而無忠下。君臣上下各鑿其私、以縱其回、民各有心而無所據依。以是處國、不亦難乎。君若伐之、可克也。吾不言、子必言之。」』、『楚辭』離騷に「世而溷濁不分兮、好蔽美而嫉妬。……惟此黨人之不諒兮、恐嫉妬而折之。」とある。ここは『左傳』襄公四年の寒泥や『國語』晉語一の「其臣競諂以求媚、其進者壅塞、其退者拒違。」のような臣下の類をいうのであろう。文脈上、この前後の解釋については清華大學出土文獻讀書會 2016 の馬楠説に近い。ただ、ここで列擧されている二字熟語は、いずれも君主に近侍する比較的身分の低い者のことを指しており、彼らを政治に干渉させないよう、鄭莊公を戒めているのである。従って清華大學出土文獻讀書會 2016 の馬楠説には一部補足・修正が必要で、本篇には確かに清華簡『立

政』・同『管仲』のような君主が官僚に政治を委ねる思想的要素が見られるものの、本篇では君主が幼いから大夫達にそうするのであり、成人後も實権を放棄し続けるわけではないであろう。

「𡗗色」について。整理者はこれを「顔色」に読み、『論語』郷黨「逞顔色」、劉寶楠正義「顔色是氣之見於外者。」を引用する。

【22】「𡗗」について。整理者は、これを「鹽」の本字、喩母で影母の「掩」に読み、いずれも談部の字とし、『戰國策』趙策二「豈掩於衆人之言」、鮑彪注「猶蔽。」を引用する。

【23】「女」について。整理者は「汝」に読む。

ee2016で劉孟瞻はee2016に倣って、ここは「如」に読んで「不如」に訓じた方が意味の通りが良いとし、この前後は鄭武夫人が孺子を戒めることを指すと述べる。

ee2016で bulang は劉孟瞻を補足し、清華簡『管仲』簡 11-12「君女（如）由彼孔叔・佚之夷……、是四人者、謗諫君子于外」を引用する。

王寧 2016b は ee2016 の劉孟瞻説に従う。

子居 2016 は ee2016 の劉孟瞻説に従う。

林清源 2018a は簡 6 の「女」同様、これを「如」に読み、この前後を「孺子如拱、大夫且以教焉」に区切る。

筆者注：この前後は整理者の読みで文意が通じるので、それに従う。

「教」について。整理者は『禮記』學記「善教者使人繼其志」、陸德明釋文「教、一本作學。」を引用する。

王寧 2016b はこれを效驗の意の「效」に読み、『爾雅』釋詁五「稽・效、考也」を引用し、この前後は孺子が大夫達を尊重し、彼らのことを考えるべきことを述べているとする。

子居 2016 はこれをそのまま教える意に解する。

【24】「果」について。整理者は裴學海 1954：339 により（筆者注：「『果』猶『竟』也、『終』也。」）、これを「終」と解する。

「女及三戢、幸果善之」について。整理者は、「汝及三歳、幸果善之」に読み、ここは諸臣が執政すること3年にして善く終えたことをいうとする。

王寧 2016b は、「三歳」は三年の喪を指し、鄭莊公が鄭武公のために三年の喪に服し、その間政務を行えず、群臣にそれを委ね、彼らの忠誠心と能力を試していたが、それが満期を迎えたのであり、姜氏が専制を行い（「糾修宮中之政、門檻之外母敢有知焉」は言行不一致で専権の始まりである）、『左傳』隱公元年（鄭莊公二十二年、前 722 年）の叔段の反亂後に姜氏の勢力を除いたのだと述べる。

筆者注：これまでの本篇の文脈からすれば、鄭莊公が大夫達に政治を委ねるのは、本篇の場面以降のことであり、その状態が既に3年間も継続しているのは不自然である。ここは、未来について述べたところではないか。この文末に整理者は讀点を付するが、句點がより適切であろう。

【25】竹簡の配列について。整理者は簡 8、9、10 の順に配列する。

ee2016 で悦園は次のように整理者の配列に異議を唱える。簡 9 の内容は、邊父が鄭莊公に話したことであり、邊父が鄭莊公を「君」と稱し、鄭武公を「先君」と稱するので、身分と言葉がうまく合う。簡 4「如母有良臣」の文例により、簡 8 の後には簡 10 を配すべきである。だが、簡 9 がどこに配列すべきかは分からない。他に脱簡があるのかもしれない。

ee2016 で子居は悦園を承けて、簡 9 は簡 13、14 の間に置くべきで、「御寇」は邊父の名とする。

尉侯凱 2016・尉侯凱 2017 は次のようにいう。整理者の簡 8、9、10 の配列には三つの疑問がある。第一に、簡 9「臣使禦寇也、布圖於君。昔吾先君使二三臣、抑早前後之以言、思群臣得執焉。」の「布圖於君」は理解しにくく、その「君」は鄭武公を指すということは正しいだろう。簡 10「武夫人規孺子曰」から簡 11「孺子拜」までは、鄭武夫人が孺子、つまり鄭莊公に告誡する話で、本篇では例外なく鄭武夫人が自分の子の莊公を孺子と稱する。既に死去した鄭武王については、「吾先君」(簡 1)、「君」(簡 2)、「吾君」(簡 3)と言っている。簡 9 を簡 8 に接續すると、「孺子其重得良臣、使禦寇也、布圖於君。昔吾先君使二三臣、抑早前後之以言、思群臣得執焉。」で、先に鄭武夫人が孺子に「孺子其重得良臣、使禦寇」させ、その後で突然鄭武公に「布圖」させ

ようにするのは、文脈上跳躍が大きい。第二に、簡9末尾の殘缺字は「虍」であり、「虍」であろう。さすれば、簡9、10と接續すれば、「吾臣・四鄰以吾先君爲能敍」となり、文意が通じない。第三に、文脈上、簡9「昔吾先君使二三臣、抑早前後之以言」といった内容は、鄭武夫人が鄭莊公に「重得良臣」を訓戒することと關連性がなく、後の邊父の發言「今君定、拱而不言、二三臣事於邦」といった内容と關係する。よって簡8、9、10と配列することには大きな問題がある。簡9の文はこの後で邊父が鄭莊公に語ったことで、邊父が鄭莊公を「君」、鄭武公を「先君」と稱するのは、身分や話の中身からうまく合う（簡14）。簡9を除外し、簡8の後に簡10を繋げば、「……如（筆者注：整理者は「女」に作り「汝」に讀む）及三歲、幸果善之、孺子其重得良臣、四鄰以吾先君爲能敍。如弗果善、歎吾先君而孤乳孺子、其罪亦足數也。邦人盡聞之、孺子」となり、「如弗果善、歎吾先君而孤乳孺子、其罪亦足數也」及び「幸果善之、孺子其重得良臣、四鄰以吾先君爲能敍」の竝列關係が明らかになる。但し簡9がどこに入るか分からないが、本篇には脱簡があるのではないか。

林清源 2018a は ee2016 の子居説に従う。

筆者注：尉侯凱 2016 の「君」の使い分けに關する議論には説得力がある。また尉侯凱 2016 も触れるように、「二三臣」の語は臣下の發言に現れる。よって簡9は他所に移動させるのが適當。簡9の配置としては、ee2016 の子居説が最もおさまりがよいものの、簡9末尾「昔虍（吾）先君使（使）二三臣、𠄎（抑）𠄎（早）𠄎（前）𠄎（後）之以言、思羣臣𠄎（得）𠄎（執）𠄎（女）（焉）、𠄎（虍）」で先君鄭武公が臣下を用いて執政したことと、簡14冒頭「母（母）交（效）於死。」で訓戒のような呼び掛けがなされている部分との接續がやや不自然である。尉侯凱 2016 のいうように脱簡の存在を想定するべきであろう。ひとまずここはそれらにより、簡8と簡10、簡13と簡9とを接續し、簡9の後に脱簡があるものとしておく。

「童」について。整理者は楊樹達 1954 により、これを「重」に讀む。

【26】「𠄎」について。整理者は「四鄰」に讀む。

筆者注：『左傳』襄公四年に「（晉悼）公曰、「然則莫如和戎乎。」（魏絳）對

曰、「和戎有五利焉。戎狄荐居、貴貨易土、土可賈焉、一也。邊鄙不聳、民狎其野、穡人成功、二也。戎狄事晉、四鄰振動、諸侯威懷、三也。以德綏戎、師徒不勤、甲兵不頓、四也。鑒于后羿、而用德度、遠至・邇安、五也。君其圖之。』、『詩』唐風山有樞毛序に「山有樞、刺晉昭公也。不能脩道以正其國、有財不能用、有鐘鼓不能以自樂、有朝廷不能洒埽、政荒民散、將以危亡。四鄰謀取其國家而不知、國人作詩以刺之也。』、『國語』晉語二に「乃使梁由靡告于秦穆公曰、「……君若惠顧社稷、不忘先君之好、辱收其逋遷裔胄而建立之、以主其祭祀、且鎮撫其國家及其民人、雖四鄰諸侯之聞之也、其誰不儆懼於君之威、而欣喜於君之德。終君之重愛、受君之重貺、而羣臣受其大德、晉國其誰非君之羣隸臣也。』、『老子』第十五章「豫兮、若冬涉川。猶兮、若畏四鄰。」などとあるように、「四鄰」は自らを中心に置いた上で、その周囲全方位をいう際に用いられる。

「敍」について。整理者は『周禮』司書「以敍其財」、鄭注「猶比次也。」を引用する。

「三嚳以虜先君爲能敍」について。

筆者注:簡8に簡10を接續したため、整理者の解釋とは前後の文意がやや變化することになるが、この「四鄰以吾先君爲能敍」は、鄭の周邊諸國が、鄭武公が自分の死後のことについてきちんと手配したことを認めるだろうという意味である。

【27】「歎」について。整理者は、『廣雅』釋詁一「病也。」を引用し、ここは難儀に遭うことを指すとする。

ee2016で暮四郎(黄傑)は、これを「死」に読み、「死先君」「孤孺子」は對になっているとする。

王寧2016bはこれを『説文解字』の「歎」字として、『同』「戰見血曰傷、亂或爲昏、死而復生爲歎」、段注「謂之歎者、次於死也。……从死次聲、形聲包會意也。」を引用し、「歎」の或體で「尸」に読み、主る意味ではないかとし、この前後を吾が先君の位置(又は權利)を主って孺子を孤立させる意とする。

何有祖2017は次のようにいう。ここは『國語』晉語「二十六年獻公卒章、

死吾君而殺其孤。』、『呂氏春秋』悔過「死吾君而弱其孤也。』、『淮南子』道應訓「是死吾君而弱吾孤也。』に言葉が近く、死んで間もない國君と孤兒とのことをいう。この文字は左は「𠂔」、右は「人」に従い、「次」に従う。「欠」「次」は旁となる時に諱みが近く交換され、『互先』簡5・簡9でそれぞれ「次」・「欠」に従う「既」字があり、『説文解字』に「欠、張口气悟也。象气从人上出之形。』、王筠『釋例』に「人之欠伸、大抵相連印首張口而气解焉。气不循其常、故反之以見意也。」とある。この字は「𠂔」「人」「次」に従う會意字であり、『説文解字』𠂔部に「死、漸也、人所離也。」とある。「人」「次」に従うのは呼吸する人を表す。先秦時代に人の死を確認する重要な基準として呼吸の有無があり、『儀禮』既夕禮に「士處適寢、寢東首于北墉下。有疾、疾者齊、養者皆齊、徹琴瑟。疾病、外内皆埽。徹褻衣、加新衣。御者四人、皆坐持體、屬纊以俟絕氣。男子不絶于婦人之手、婦人不絶于男子之手。乃行禱于五祀。乃卒。』、『禮記』喪大記に「疾病、外内皆埽。君・大夫徹縣、士去琴瑟。寢東首于北牖下。廢床、徹褻衣、加新衣、體一人。男女改服。屬纊以俟絕氣。男子不死于婦人之手。婦人不死于男子之手。」などとある。先の『國語』晉語の文の韋昭注に「死畜吾君也。」とあり、集解注に汪遠孫を引いて「吾君、謂獻公、孤、謂奚齊。獻公死、奚齊見殺、是死吾君而殺其孤也。内傳襄二十一年、祁盈於宣子曰、吾父死而益富、死吾父而專于國、有死而已。吾蔑從之矣。』、また呉曾祺を引いて「謂因吾君既死而殺其孤也。」とあり、「死吾君」「死吾父」の意味は同じで、韋昭注の解釋は語の意味を正しく捉えていない。ここの「死吾先君而孤孺子」の大意は、吾が先君は既に死んでその幼子を棄てた、ということである。

羅濤 2017 は、『大戴禮記』鄭繫「彭簪」を『楚辭』天問が「彭鏗」に作り、「簪」は精母元部、「鏗」は溪母眞部で、『史記』夏本紀「泥行乘橧」、集解が徐廣を引いて「橧、他書或作蒨。」とあり、「橧」は溪母眞部、「蒨」は精母月部で、精・溪の韻母は通じ、脂・質は陰入對轉であるとして、これを「棄」に読み、この前後を、二三臣が先君に背いて孺子を孤立無援とする意に解する。

筆者注：ここは文脈により ee2016 の暮四郎説に従い、先君を死なせて幼君を孤兒にする意に釋しておく。また『國語』呉語にも「王曰、越國之中、疾者吾問之、死者吾葬之、老其老、慈其幼、長其孤、問其病、求以報呉、願以

此戦。』とあり、「死」「孤」は君主やその後継者のことを指さないものの、「死」「孤」が並列に近い文形となっている。

【28】「跽」について。整理者はこれを「跽」に隸定して「足」に讀む。

王寧 2016b はこれを「跽」に隸定し、整理者と同じく「足」に讀む。

「婁（數）」について。整理者は『左傳』昭公二年「使吏數之」、杜注「責數其罪。」を引用する。

ee2016 で暮四郎（黄傑）は張儒・劉毓慶 2001:271 により、これを「促速」に讀み、急かす意とし、『禮記』樂記「衛音趨數煩志」、鄭玄注「趨數讀爲促速、聲之誤也。」を引用し、「趨數」「促速」はこの「婁」と一つの言葉となり、上古の「數」「速」はしばしば通用すると述べる。

王寧 2016b は整理者に従う。

ee2016 の羅小虎（羅濤）は整理者の讀みに従いつつ、「婁」は來母侯部、「乳」は日母侯部、「孺」は日母侯部、「需」は心母侯部でいずれも古音が近く、「婁」「乳」上傍の形が同じであり、いずれもそれを音とする形聲字だとする。

ee2016 の水之甘は、ee2016 の羅小虎による先の議論について、それは書き誤りや類似化によるのではないかとして疑問を呈しつつ、「婁」の「女」と「乳」の「子」が入れ替わって「乳」「婁」に従う字を構成したかもしれないと述べる。

筆者注：「足數」は傳世文獻に用例がさほど多くはなく、『史記』游俠列傳「自是之後、爲俠者極衆、敖而無足數者。」などとある程度で、數の中に入る意である。よって他の讀みを採そうとする ee2016 の暮四郎説にも一理あるが、假借字のとり方にやや強引な感がある。ここは大意としては、整理者の假借字に従いつつ、その罪もまた數の中に入らないことはないと解してよいであろう。

「冝擧亦跽婁也」について。整理者は、この段落における「果善」又は「弗果善」とは、いずれも大夫諸臣を指して言っており、三年經過して諸臣に善政ができなければ、先君の罪を非難することで責めを負わせるのであると述べる。

ee2016で暮四郎（黄傑）は、ここは、かように彼らの罪が彼らの頭上に降るであろう、の意とする。

筆者注：「善果」について、簡8は「女（汝）及三戢（歳）、幸果善之。」で、「果」は副詞、「善」は動詞であり、簡9は「女（如）弗果善、歎（死）虐（吾）先君而孤乳_二（孺子）、_一亅（其）辜（罪）亦歎（足）婁（數）也。」で、「果」は動詞、「善」は名詞であり、それぞれ語形は似るものの、構造は異なる。

【29】「邦人」について。

筆者注：ここは『尚書』金縢「王出郊、天乃雨、反風、禾則盡起。二公命邦人、凡大木所偃、盡起而築之。歳則大熟。」、『論語』季氏「邦君之妻、君稱之曰夫人。夫人自稱曰小童。邦人稱之曰君夫人。稱諸異邦曰寡小君。異邦人稱之亦曰君夫人。」とあるような、傳世文獻では「國人」とも書かれている存在に對應するものである。「邦人」「國人」は、邑制國家における公民的性格を持った基層構成員で、「國」から分け與えられた耕地を持ち、そこで平時は農耕に従事し、戦時は「國」の軍隊を構成する戦士として卿大夫の指揮下に入って「國」の防衛にあたった。「國人」に國事の決定権があったわけではないが、國君の廢立や「國」の存亡に關わる重大事においては執政者（卿）は彼らを召集してその意見を徴し、卿としての地位の維持には彼らの支持が一つの重要な要因として働いたとされる（増淵龍夫 1970：146-163、増淵龍夫 1996：488-491 參照）。ここで幼君の鄭莊公が大夫達に政權を委ねるよう、鄭武夫人が諭す場面でこの種の「邦人」が出てくることには注意が払われてよからう。儀禮的な場面とはいえ、この決定過程で「邦人」の同意が必要とされているのである。

「或」について。整理者は裴學海 1954:167により（筆者注：「或」猶「若」也。）、これを「若」とする。

ee2016は、これは明らかに「又」に讀むべきだと述べる。

王寧 2016bは ee2016に従う。

子居 2016は ee2016に従う。

筆者注：文脈上、ee2016の方が通りがよい。

「延」について。整理者はこれを「誕」に読み、『經傳釋詞』により、これを句中助詞で意味がないとする。

王寧 2016b は整理者の讀みに従いつつ、『尚書』湯誥（筆者注：僞古文尚書）「王歸自克夏、至于亳、誕告萬方。」、孔傳「誕、大也。」、『同』盤庚中「誕告用亶其有衆」、孔傳「大告用誠于衆。」を引用し、「誕告」は鄭重に意圖を告げることをいうとする。

筆者注：この前後は、幼君の鄭莊公が大夫達に輔佐・執政させることを群臣に告げる意と考えられるので、「誕」の解釋としては整理者の説がよい。

「乳_二或延告」について。整理者は、ここは孺子がその時先君にこのように告げることをいうとする。

筆者注：この一段は鄭莊公の治世に對する鄭武公の加護を祈願する箇所であろう。「邦人」が大夫達に執政させることを承諾し、幼君が常にそのことを群臣に布告していれば、亡き鄭武公が鄭の社稷を安定させてくれるのである。

【30】「忍」について。整理者はこれを動詞とし、『說文解字』「能也。」を引用する。

ee2016 はこれを「念」に読み、「念」は泥紐侵部、「忍」は日紐文部で古音が非常に近いとする。

王寧 2016b は「吾先君」の後で文を區切り、「忍」の讀みは整理者に従う。

ee2016 の羅小虎（羅濤）は、「女忍」以降を孺子の發言内容として、「忍」を殘酷の意とする。

林清源 2018a は文の區切りも含めて先行研究を纏めつつ、ee2016 の羅小虎説に従って「女忍」以降を孺子の發言内容とし、「女」（泥紐魚部）を「濡」（泥紐元部または日紐元部、泥・日の發音部位近く魚・元通轉）、「忍」を如字に読み、「濡忍」で「含忍」「容忍」の意とし、『史記』刺客列傳の聶政傳「鄉使政誠知其姊無濡忍之志」、司馬貞『索隱』「濡、潤也。人性溼潤、則能含忍。」を引用する。また本篇の簡 11 までを武姜の規誡部分、簡 12 以降を邊父のそれとして、本篇を 2 部構成とする。

筆者注：ここは文脈からいって整理者の讀みで問題ないであろう。

【31】「亦」について。

筆者注：原簡ではこれは「志＝」「猷（猶）」の中間に、左寄り、やや小さな字で挿入されている。

「臨」について。整理者はこれを哭弔の意とし、『左傳』宣公十二年「卜臨于大宮」、杜注「哭也。」、『儀禮』士虞禮「宗人告有司具、遂請拜賓。如臨、入門哭。婦人哭。」、鄭注「臨、朝夕哭。」を引用する。

李守奎 2016a は、武夫人は武公の死後、大局を掌握して権力を分配し、臨禮を行っており、この時、『論語』八佾にあるような「臨葬不哀」の状態ではなく、いかにしてその状況をコントロールするか、我が子を輔佐して位を篡奪するか企んでいると述べる。

「乳＝（孺子）拜、乃禱（皆）臨」について。ee2016 の羅小虎（羅濤）はこれを「偕」に読み、一緒にの意ではないかといひ、『詩』邶風擊鼓「與子偕老。」、毛傳「偕、俱也。」引用し、一般にはその後に動詞がくるはずだが、「臨」を「吊臨」とすれば文法上適合し、徐灝『説文解字注箋』白部「皆、又作偕。皆・偕古今字。」、『儀禮』聘禮「大夫奉束帛入、三揖皆行。」、鄭注「皆、猶並也。」を引用し、「偕」「皆」は古來通用することを述べ、ここは、孺子が鄭武夫人に拜禮した後、一緒に弔った、の意味とする。

筆者注：語句の省略が多いためか、ここまでの文意を解しにくい。「國の者が全てこの（＝大夫達に輔佐・執政させること）ことを聞き入れ、幼君が常に（そのことを群臣に）告げ、我が先君（＝鄭武公）がもし幼君の志を認めれば、やはり十分なことでしょう。」といった意味か。

【32】「昌」について。整理者はこれを「期」に読み、『楚辭』九歌「與佳期兮夕張」、蔣驥注「約也。」を引用する。

ee2016 で暮四郎（黃傑）もこれを「期」に読むものの、整理者の見解を非とし、ここは期日の意で、「是期」とは孺子が「皆臨」するある一日のこととする。

ee2016 で bulang は、裘錫圭に詳論があるといひ（筆者注：裘錫圭 2006：250－256）、整理者を否定する。

王寧 2016b は整理者の讀みに従い、この期は鄭武公の殯のそれで、葬・殯

は三ヶ月隔てると述べる。

子居 2016 は ee2016 の暮四郎説に従う。

筆者注：ここは文脈上、ee2016 の暮四郎説のように特定の日として解するのがよい。この前後は、この日から葬禮の日までの期間をいうことになる。

「瓶日」について。整理者は「葬日」に讀む。

李守奎 2016a は、これを下葬の日とし、『禮記』王制「諸侯五月而葬」を引用し、『左傳』隱公元年に天子七月にして葬し、諸侯五月、大夫三月、士は月を逾えずの記事の存在を示す。

筆者注：「葬日」について出典を補足しておく。『呂氏春秋』開春論第一に「魏惠王死、葬有日矣。……太子曰、「甚善。敬弛期、更擇葬日。」」、『禮記』檀弓下に「葬日虞、弗忍一日離也。是日（孫詒讓『十三經注疏校記』により「月」を改める）也、以虞易奠。卒哭曰成事。」、『同』雜記上に「大夫卜宅與葬日、有司麻衣・布衰・布帶、因喪屨、緇布冠不蕤、占者皮弁。」

【33】「共」について。整理者はこれを「恭」、「拱」に讀み、「拱黙」は古の慣用語であり、『漢書』鮑宣傳・『潛夫論』賢難は「共黙」に作ることをいう。

「自是昌以至瓶日、乳 = 母敢又智女、誼之夫 = 及百執事人、虞思、各共亓事。」について。ee2016 で暮四郎（黄傑）は、「自是昌以至瓶日、乳 = 母敢又智、女誼之夫 = 及百執事、人虞思、各共亓事。」と文を区切る。

王寧 2016b は、ee2016 の暮四郎説に従い、『尚書』盤庚下「嗚呼、邦伯師長百執事之人、尚皆隱哉。」、『逸周書』大匡「王乃召冢卿・三老・三吏・大夫・百執事之人、朝于大庭。」、『國語』越語下、范蠡の發言「君王已委制於執事之人矣。子往矣、無使執事之人得罪於子。」を引用する。

筆者注：ee2016 の暮四郎説のいうように「焉」を疑問代詞や副詞として讀めば、幼君が知ることがなければ、政事を大夫らに委ねて、人々が皆畏れて、銘々が自分の仕事に精励することがない、の意となり、意味の通りがよくない。ここの区切りは整理者のままで問題なく、この一文は、幼君が政務を大夫ら百官に委任すれば、彼らは自分の職務に精励することをいうのである。「執事人」については包山楚簡にも用例がある（海老根量介氏のご教示によ

る)。「執事人」の語は楚簡に頻出し、官吏一般を總稱的に指す。裘錫圭・李家浩 1989: 499 等参照。

「𠄎」について。整理者はこれを「邊」に讀む。

李守奎 2016a は史書にその人物の記録がないことを述べる。

陳偉 2016 は、「邊父」を『左傳』などに見える、鄭國で 60 年以上執政した祭仲のこととする。その理由として、鄭莊公と大叔段との争いで莊公を固く支持したこと、『史記』十二諸侯年表平王二十八年・鄭莊公元(前 743)年に「祭仲相」とあること、『左傳』桓公十一年「祭封人仲足」、桓公五年「祭仲足」、隱公三・五・桓公五年「祭足」とあり、「邊」「𠄎」が通假し、「邊」が祭仲の名である可能性があることを挙げる。

王寧 2016b は整理者のように假借字をとる必要はなく、これは武延切で古音は明紐元部で、如字に讀んでよいという。

筆者注：ここは傳世文獻に對應する人物が明確に存在するわけではないので、王寧 2016b のいう通り、假借字をとる必要はないであろう。また、清華簡『管仲』において管仲の齊桓公に對する返答には、本篇の舅父や武夫人の孺子に對するのと類似した訓戒的要素が見られる(谷中信一氏のご教示による)。

「拱」について。整理者はこれを「拱」に讀む。

王寧 2016b はこれを「恭」に讀む。

筆者注：ここは整理者の讀みで特に問題ない。

【34】「𠄎」について。整理者は俞樾『羣經平議』春秋左傳三により、これを「重」に讀んで「任」に訓ずる。

王寧 2016b はこれを尊重・重視の意に解する。

羅濤 2017 は、清華簡『越公其事』簡 39 の「石」「主」からなる「重」字を引きつつ、これが楚系文字で重任の本字とする。

筆者注：ここは文脈上、整理者の讀みで問題ない。『戰國策』中山策に「王聞之怒、因見武安君、彊起之曰、「君雖病、彊爲寡人臥而將之。有功、寡人之願、將加重於君。如君不行、寡人恨君。」」とある。こちらは重い賞であるが、

簡文は重い任務の意であろう。

「加𣪠於夫_二、女斲𣪠君斃而舊之於上三月。少羨」について。整理者は、「……:「……, 加𣪠(重)於夫_二, 女(汝)斲𣪠君斃而舊(久)之於上三月。少羨(祥), ……」と区切る。

李守奎 2016a は、「……、加重于大夫、女慎𣪠君葬而久之于上三月。……」に読み、ここまでは鄭武公がまだ葬られず、小祥の前であり、この「君」は先君武公であり、その前の「君」は嗣君莊公を指し、「慎重」の語の出現はやや遅く、「慎主」に讀んだ方がよく、ここは敬い慎んで嗣君が葬儀を主催する意とする。そして「三月」を上文・下文いずれに繋げても古書の禮制とは合わず、上文と繋げて、禮制の五月から更に三月を加える緩葬と解すべきかという。また太后と嗣君との権力闘争において、邊父ら大臣は武公の遺言に忠誠を盡くして嗣君を推戴しており、この緩葬は宮廷闘争の結果とする。

ee2016 で暮四郎(黄傑)は、「……:「……, 加𣪠(重)於夫_二。女(如)斲𣪠君斃而舊(久)之, 於上三月, 少羨(祥)。……」と区切って読み、この前後は、「國君は今姿勢を正しても言わず、大夫に更に大きな負擔をもたらしている。もし國君の葬儀を慎しんでこのように長く引き延ばすのであれば、多くてもただ三ヶ月とすべきであり、その後で小祥の祭祀を執り行う。」という意味だとする。

王寧 2016b は、「女斲𣪠, 君斃(喪)而舊之, 於上三月少羨」と区切り、「上三月」は日の名稱で、『儀禮』士虞禮「期而小祥」、疏「自耐以後、至十三月小祥、故云期而小祥。」にいう十三月のことではないかと述べる。

ee2016 の羅小虎(羅濤)は、「君薨而久之, 於上三月、小祥」の「君」は鄭武公を指し、「上三月」を三月上旬のこととし、「鄭武公が下葬されて長い時間が経ち、三月上旬に小祥の祭祀を舉行した」という意味だとする。

子居 2016 は李守奎 2016a と同様の区切りにする。

羅濤 2017 はここを「「……, 加𣪠(重)於夫_二, 女(如)斲(慎)𣪠(重)。」君斃而舊(久)之, 於上三月, 少羨(祥)。……」と区切り、「上三月」を三月上旬のこととし、後半の地の文とするところを、鄭武公が下葬されて久しく、三月上旬に小祥の祭を舉行した、と解釋する。

筆者注：『儀禮』士虞禮の引用文を補足すると、「朞而小祥、曰、薦此常事、又朞而大祥、曰、薦此祥事。」とあり、死後1年で行うのが小祥、同2年で行うのが大祥である。日としての「上三月」の表現は先秦傳世文獻には見えない。ここは鄭武公の葬儀の執行について、重臣の邊父が大夫達に命令している場面である。このような人物が、君主の葬儀を規制する方向でものを言うことは考えにくく、ここは整理者の區切りに従うのがより自然であろう。『儀禮』士虞禮に「死三日而殯、三月而葬、遂卒哭。」とあり、簡文では死後3ヶ月で「葬」となることが念頭にあるか。

【35】「𡗗」について。整理者は『淮南子』俶眞「九鼎重味」高誘注により、これを「重」に読んで「厚」に訓ずる。また一説にこれを「主」に読んで司る意ともいう。

王永昌 2016 は、「重」「董」の古音は定母東部で、これを「董」に読み、監督から引伸して主催するの意とし、『左傳』文公六年「辟獄刑、董逋逃」、杜注「董、督也。」、『同』昭公十三年「告之以文辭、董之以武師。」、『同』桓公六年「隨人使少師董成。」、楊伯峻楊伯峻 1990：110 の注「董猶今言主持、近代「董事」之「董」、正取此義。董成、主持和談。」を引用し、「汝愼董」の「君」を先君鄭武公のこととする。

ee2016 で羅小虎（羅濤）は、清華簡第7冊の『越公其事』簡1「乃史夫＝柱行成於吳弔曰」について、その整理者が「柱」・「種」はいずれも舌音で韻部對轉で通假し、「主」「重」聲の字にそういった例が多く見られるとすることから、楚系文字で「董」「重」の字もまた通じるので、「𡗗」は「董」「主」に從う雙聲字で、楚系文字で「重任」を表す本字かもしれないと述べる。

筆者注：ここは文脈により、整理者の第一の説に從って「重」に読んでおく。

「舊之於上三月」について。整理者は「舊」を「久」に読み、下葬時間を遅らせて3ヶ月を超えたことをいうとする。

ee2016 で暮四郎（黃傑）は、「於上」は、多くとも、また、その量を充たすの意とする。

王永昌 2016 は整理者の假借字に從いつつ、これを「久之三月于上」と解

し、『禮記』王制「尊君親上。」、孔疏「親上、謂在下親愛長上。」などを引いて「上」を武夫人のこととし、武夫人が君主の葬儀を3ヶ月延期する意とする。

ee2016で易泉は、「舊」を「柩」、「上」を「堂」に読み、『漢書』酷吏傳「喪柩在堂」や張家山漢簡『奏讞書』簡183「喪棺在堂上」のように解釋しようとする。

林清源 2018b は ee2016 の易泉に従う。

筆者注：ここは釋しがたいところである。ee2016 の易泉も一案であるが、やや苦しい假借である。ひとまず整理者に従って「舊」を「久」に読んでおくが、この文は、『儀禮』士虞禮「死三日而殯、三月而葬、遂卒哭。」のような禮制を念頭に、下葬を遅らせるのを慣例通り3ヶ月にせよということか。

[36]「少羨」について。整理者はこれを「小祥」に読み、祭名とし、『儀禮』士虞禮「期而小祥」、鄭注「小祥、祭名。祥、吉也。期、周年。」、『禮記』間傳「父母之喪、既虞卒哭、疏食水飲、不食菜果。期而小祥、食菜果。」を引用する。

李守奎 2016a は、鄭武公の死後一周年で小祥の禮を行っており、嗣君は即位滿一年でまだ國政を行わず、だから大臣は親政を諫言しているのであり、ここで「三月小祥」と繋げて讀むと、禮制に合せず、諫言の必要もないと述べる。

筆者注：本段落の直前までと、それ以降との間にはタイムラグがある。前段の發言を承けて葬禮は既に終わり、ここからは小祥の祭禮における場面となる。

[37]「思」について。整理者は裴學海 1954：703 により（筆者注：「斯」猶「而」也。）、「斯」に通じるとして「而」に訓ずる。

ee2016で bulang は、これを「使」に讀む。

王寧 2016b は ee2016 の bulang 説に従う。

子居 2016 は ee2016 の bulang 説に従う。

筆者注：「思」を使役に用いることは楚簡でしばしば見られる。また文脈からいっても ee2016 の bulang 説がよい。

「執」について。整理者はこれを「用」に訓じ、『莊子』達生「吾執臂也」、成玄英疏「執、用也。」を引用する。

王寧 2016b はこれを「執事」の省略として、「得執」を自己の職責を知ることとする。

筆者注：簡 9 に關する整理者の配列は不適當であるから、ここは大夫達に執政させる意で、『左傳』襄公二十三年に「樂王鮒侍坐於范宣子。或告曰、「樂氏至矣。」宣子懼。桓子曰、「奉君以走固宮、必無害也。且樂氏多怨、子爲政、樂氏自外、子在位、其利多矣。既有利權、又執民柄、將何懼焉。……」』、『論語』季氏に「孔子曰、天下有道、則禮樂征伐自天子出。天下無道、則禮樂征伐自諸侯出。自諸侯出、蓋十世希不失矣。自大夫出、五世希不失矣。陪臣執國命、三世希不失矣。天下有道、則政不在大夫。天下有道、則庶人不議。」とあるように如字に解するのがよい。

「也」について。整理者はこれを文末助詞とする。

林清源 2018b はこれを「使禦寇也」「布圖於君」を並列する副詞かもしれないとして、次の文との間の讀點を削る。

【38】「戢」について。整理者はこれが「吾」を音とするとして「禦」に読み、いずれも疑母魚部の字であるとし、『國語』魯語上「所以禦亂也。」を引用する。

子居 2016 は「御寇」を邊父の名とする。

筆者注：ここは侵略を防ぐ意味と考えられ、整理者の讀みがよい。『易』蒙卦上九の爻辭に「擊蒙。不利爲寇。利禦寇。」、象傳に「利用禦寇、上下順也。』、『左傳』襄公二十六年に「冬十月、楚子伐鄭、鄭人將禦之。……子展說、不禦寇。」とある。

【39】「抑」について。整理者は裴學海 1954：209 により（筆者注：「抑」猶「則」也。）、「抑」に讀んで「則」に訓ずる。

羅濤 2017 はこれを抑制の意とする。

林清源 2018b はこの前で文を區切り、これを「抑」（影紐職部）、「輯」（「擘」は清紐緝部）に読み、『韓詩外傳』卷三「抑而損之」、『淮南子』道應訓「揖而損之」の通用例を引き、「協調」「和諧」「整合」などの意味だとする。

筆者注：ここも羅濤 2017 の讀みに従っておく。

「昃」について。整理者はこれを「早」に讀む。

王寧 2016b はこれを「早」に讀んで「先」(前もって)に訓ずる。

羅濤 2017 は、傳世文獻で「早」(精母幽部)・「蚤」(心母幽部)が通じることから、これを騷動・動亂の意の「騷」に讀み、『國語』鄭語「王室方騷、將以縱慾、不亦難乎。」、韋昭注「騷、擾也。」を引用する。

林清源 2018b は、これを整理者に従って「早」(精紐幽部)、「曹」(從紐幽部)に讀み、兵曹・刑曹などの機構のこととする。

筆者注：ここは文脈上、羅濤 2017 の讀みがよい。

「葑句之以言」について。整理者はこれを「前後之以言」に讀む。

ee2016 で紫竹道人は次のようにいう。ここは理解しにくい。「前後」は「先後」で、『詩』大雅駉「予曰有先後」、毛傳「相道前後曰先後。」とあり、『韓非子』外儲説左下で孔子が弟子の子臯に獄吏について「別人足」と講じ、それについて子臯が「然方公之獄治臣也、公傾側法令、先後臣以言、欲臣之免也甚、而臣知之。」という。「先後臣以言」は簡文の「前後之以言」に似ている。武姜が鄭莊公に「従前俺們先君支使二三臣子、則早早地用話教導他們、使得群臣能夠各守其職……」と言うので、「四鄰」等は皆「以吾先君爲能敘」なのである。武姜のこの會話は上文の簡8「孺子女(如)共(恭)大夫、且以教焉」を承けて言っており、特別なのは先君が「早前後之以言」とあるのが、(上文の)「且以教焉」にかぶっていることである(無論、「陰謀論」からいえば、武姜は硬軟兩様に莊公に大夫達を恭敬・訓教することを建議し、大夫達に話を聽かせて良い政治を行わせ、莊公におとなしく權力を引き渡させたのであって、本当に彼に執政させるつもりだったのではない。)このように、「教」は「學」と解釋するべきではない。

王寧 2016b は、この「前後」は動詞で、群臣を前後(身邊)に呼ぶ意であり、「以」は「而」に訓じ、「言」は言葉で訓戒する意を含み、この前後は、かつて吾が先君は大臣を用い、予め彼らを身邊に來させて言葉で彼らを訓戒する意味だとする。

羅濤 2017 はここを「前後之以言」に読み、「前後」は動詞で、先君が號令してそれら大臣達を前進あるいは後退させた意とする。

子居 2016 は ee2016 の紫竹道人説に従う。

林清源 2018b もここを「前後之以言」に読む。

筆者注：『左傳』襄公十八年の中行獻子の祈禱文に「齊環怙恃其險、負其眾庶、棄好背盟、陵虐神主。曾臣彪將率諸侯以討焉、其官臣偃實先後之。苟捷有功、無作神羞、官臣偃無敢復濟。唯爾有神裁之。」とあり、楊伯峻 1990 : 1036 は、これを『詩』大雅緜「予曰有先後」、毛傳「相道前後曰先後。」に關連づけ、輔佐する意とする。ここは「前後」であるが、この部分は儀禮的な言上と解すべきで、そこには、良き君主は全てを自ら行うのではなく、大夫達を積極のかつ適切に用いて政務を處理するものだという觀念が見られる。

【40】先頭の缺字について。ee2016 で明珍は、その上旁が「虍」に従うとし、次の字と續けて「虎臣」に讀めないかという。

王寧 2016b はこれを「吾」に読む。

子居 2016 は「虍」に作って「且」に読む。

羅濤 2017 は大西克也氏の意見として、上旁が「虍」の殘缺字を「虍(皆)」に読み、簡 14 に接續する。

林清源 2018b は子居 2016 に従う。

筆者注：ここは圖版により、上旁が「虍」であることは明らかである。ただその右下に筆畫が見えるので、本簡の他の字形からいっても「虍」ではない。ここは羅濤 2017 説でも通じるが、或いは「虍」であろうか。

「毋」について。整理者はこれを「毋」に読み、この前に缺字があるのではないかと述べる。

羅濤 2017 はこれを「毋」に読むものの、禁止の意味ではない「無」と理解する。

林清源 2018b は、文脈から「毋」の前に缺字はないとする。

筆者注：簡 9 を簡 13・簡 14 の間に挿入し、簡 14 の前に脱簡があることを想定してみると、整理者の缺字の存在に関する疑念はもともとである。

「交」について。整理者は『小爾雅』廣言「報也。」を引用し、これを「效」字とする。

ee2016 はこれを「邀」又は「要」に讀む。

王寧 2016b は ee2016 説でも意味は通じるとしつつ、これを「合」に讀む。

羅濤 2017 はこれを整理者に従って「效」に讀むが、報せるの意ではなく獻ずるの意とする。

林清源 2018b はこれを如字に讀み、「接觸」「遭遇」に訓ずる。

「於」について。整理者は裴學海 1954:51 により（筆者注：「於」猶「以」也。）、これを「以」とする。

「二三老母交於死」について。整理者は、ここは幾人かの老臣が死んで主君に報ずることができないことをいうとする。

ee2016 で暮四郎（黃傑）は、これは社交辭令で、これらの大臣達は死ぬ必要はない（ことを希望する）、と譯せ、ここの邊父は二三臣を代表して語っており、話の始めで、我々の話すことはあなたを怒らせて我々を死罪にすることのないことを希望するといひ、もちろん、當時の國君と後代の專制帝王とは大きな違いがある、と述べる。

王寧 2016b は、この意味は、老臣が共に死に至らない、つまり死に値する罪に至らないことだとする。

林清源 2018b は、「母（無）＋交於＋名詞」の形式は『戰國策』韓策二「來使者無交於公、而欲德於韓擾、其使之必疾、言之必急、則鄭王必許之矣。」、『禮記』大學「所惡於右、母以交於左。所惡於左、母以交於右、此之謂絜矩之道。」などの先秦古書に見えるとする。

筆者注：ここは ee2016 の暮四郎説が社交辭令としているのがよく、この後、「定」「躡（拱）而不言」といった繰り返しの語句が出現することもそれを表している。『國語』晉語五に「張侯御曰、「三軍之心、在此車也。其耳目在於旗鼓。車無退表、鼓無退聲、軍事集焉。吾子忍之、不可以言病。受命於廟、受賑於社、甲冑而效死、戎之政也。病未若死、祇以解志。」、『孟子』梁惠王下に「滕文公問曰、「滕小國也、間於齊楚。事齊乎、事楚乎。」孟子對曰、「是

謀非吾所能及也。無已、則有一焉。鑿斯池也、築斯城也、與民守之、效死而民弗去、則是可爲也。」とある。

【41】「今君定」について。整理者はこの後に讀點を入れ、ここは孺子が既に君位に定まったことをいうとする。

ee2016で暮四郎（黄傑）は、この後の「奠（拱）而不言」も續けて一つの句として讀む。

王寧 2016b は整理者の讀點に従い、「定」は「安」で、ここは鄭莊公の服喪が満一年になり、小祥の祭祀を既に行い、安定して回復し始めたことをいうとする。

筆者注：ここは整理者の句讀點と讀みで問題ないであろう。『左傳』哀公六年に「（陳乞）又謂諸大夫曰、「二子者禍矣、特得君而欲謀二三子、曰、「國之多難、貴寵之由、盡去之而後君定。」既成謀矣、盍及其未作也、先諸。作而後、悔亦無及也。」大夫從之。」とある。

【42】「奠」について。整理者はこれを「拱」に讀む。

王寧 2016b はこれを「恭」に讀み、簡 12-13「君共（恭）而不言」と同じだと述べる。

「遑 = 女 =」について。整理者はこれを「惶惶焉、焉」に讀み、「惶惶焉」を「惶惶然」（恐れ不安がるさま）のこととする。

ee2016で暮四郎（黄傑）は張儒・劉毓慶 2001: 445-228, 486-487 により、整理者の讀みは文脈に合うものの、上古の「遑」と「皇」聲字とは通假する例が少ないようだとし、清華簡『祝辭』簡 1「沆 =」を「茫茫」に讀むことをいいつつ、ここもそのように讀み、茫然としてどうしたらよいか分からないさまを表すとし、『楚辭』哀時命「怱茫茫而無歸兮、悵遠望此曠野。」を引用する。

ee2016で東山鐸は「焉」の後の重文符號は誤りではないかとする。

王寧 2016b は前者を「遑」、後者の符號を合文符號ではないかといい、「遑遑焉女（如）」に讀み、『三國志』魏書二文帝紀「（孔子）教化乎洙・泗之上、悽悽焉、遑遑焉、欲屈己以存道、貶身以救世。」、『抱朴子』逸民「經世之士、悠悠皆是、一日無君、惶惶如也。」を引用し、「遑遑焉」を「惶惶如」とする。

子居 2016 は「茫茫」が先秦文獻に見えないので、清華簡『祝辭』と同じくこれは「芒芒」に讀むと述べる。

林清源 2018b は、整理者の「𠄎＝」の讀み、王寧 2016b の合文説を折衷し、ここは群臣の憂懼不安の氣持ちを強調しているとして、「惶惶焉」に讀む。

筆者注：ここは文脈上、ee2016 の暮四郎説がよい。

【43】「宵」について。整理者は、これを「削」に讀み、『廣雅』釋詁二「減也。」を引用する。

ee2016 で暮四郎（黄傑）は、これは夜のことで、副詞状語だとする。

ee2016 で東山鐸はこれを如字に讀み、夜間のこととし、ここで邊父は、これだと決めるべきで、群臣の國の大事においては茫然としており、夜中に多くの器物の中にその他の器物を入れるように、暗く見えないので、手足を措くところがない、の意味であり、邊父がここで君主が「不言」（命令を發しない）で群臣が適切に従うすべをなくさせている状況を例えていると述べる。

王寧 2016b は ee2016 の東山鐸説に従う。

子居 2016 は ee2016 の暮四郎説に従う。

ee2016 で易泉はこれを「削」に讀む。

筆者注：文脈により、ここは ee2016 の暮四郎説に従い、夜のことで解する。

「昔」について。整理者はこれを「錯」に讀み、『方言』卷六「藏なり。」を引用する。

ee2016 で暮四郎（黄傑）は、上古音の「昔」「乍」は「乍（措）手止」のように通假するといひ、これを「作」に讀む。

子居は東山鐸の解釋に従いつつ、これを「索」に讀んで搜す意とする。

ee2016 で易泉は「昔」「索」「素」はいずれも鐸部心紐で通假するとし、「素」に讀み、『禮記』檀弓下「重、主道也。殷主綴重焉、周主重徹焉、奠以素器、以生者有哀素之心也。」、鄭玄注「凡物無飾曰素。」を引用する。

林清源 2018b はこれを「措」に讀み、夜間に挟い空間に器物を置く比喩とする。

筆者注：ここは整理者の讀みで通じる。

「巽贄」について。整理者は、「巽」を「選」、「贄」を「藏」に読み、『説文解字』「遣也。」を引用し、「遣藏」を殉葬器物のこととする。

ee2016で暮四郎（黄傑）は、「筭」「箕」のように「巽」「句」は通假し、また楚簡の「贄」は「葬」に常用されるとして、これらを「殉・葬」に読み、『左傳』文公六年に「秦伯任好卒、以子車氏之三子奄息・仲行・鍼虎爲殉。」、同宣公十五年「疾病、則曰、必以爲殉。」とあり、「殉」は陪葬品を指し、「葬」も大抵は陪葬品を指し、「殉」と意味が近く、「茫茫焉、焉宵作器於殉・葬之中」とは、大勢の臣下が茫然として爲すすべがなく、晝夜ただ殉葬品の間をめぐるべくしていることをいうのだと述べる。

ee2016で厚子は、「巽」を「饌」に読めないかといい、『儀禮』士昏禮「具饌于西塾」、鄭注「饌、陳也。」、『儀禮』既夕禮「東方之饌、四豆……四簋……醴・酒」、鄭注「此東方之饌」、賈疏「至此饌葬奠。」を引用し、饌葬は喪葬禮儀における備え物の料理のことと述べる。

王寧 2016b は整理者と同様の読みをしつつ、「選」は「萬」とも読み、『字彙補』に「選、萬也。」とあり、『山海經』「五億十選九千八百步」について楊慎が「選與萬、古音通、遂借其字。」といい、を引用し、「萬藏」は多くの貯蔵物をいうとする。

林清源 2018b はこれを「巽」(心紐元部)を「辱」(崇紐元部)に読み、「挾窄」(窘迫)の意とし、『説文解字』「辱、迄也。」段玉裁注「此迄當為窄、今之窄字也。」などを引用し、「辱藏」で貯蔵空間が狭い意とする。

筆者注：この前後は恐らく当時の成語の一種であり、ee2016の暮四郎誌でおおよそ問題ないであろう。

【44】「乍」について。整理者はこれを「措」に読む。

「止」について。整理者は『儀禮』士昏禮「皆有枕、北止」、鄭注「足也。」、『論語』子路「則民無所措手足。」を引用する。

王寧 2016b は整理者に従う。

筆者注：『論語』子路篇の「無所措手足」は、民衆が手足の置き所がないくらい不安だという意味であり、簡文の「母（母）乍（措）手止」とは文意が異なる。

【45】「台於」について。整理者は楊樹達 1954 により、「台」を「殆」に読み、「幾」「近」の意とし、簡背に劃痕があつて第 14 號簡の後に更に 1 本竹簡がある可能性をいう。

ee2016 は、文脈上、ここに缺簡を想定する必要はないとし、簡背の劃痕は、竹簡を削る際の誤りや誤寫などが原因で竹簡一本を破棄したことによる可能性をいう。

ee2016 で暮四郎（黄傑）は ee2016 に従う。

王寧 2016b は ee2016 に従う。

子居 2016 は ee2016 に従う。

羅濤 2017 は、読みは整理者に従うが、恐れる、畏怖するの意とする。

林清源 2018a は陳劍らの議論を引きつつ、竹簡の配列を決定する上で劃痕は絶対ではないとし、ee2016 に従う。

筆者注：ee2016 のいうように、缺簡なしで意味は繋がる。また整理者はその前に讀點を置くが、そこは句點の方がよい。簡背の劃痕については、整理者は 3 本あるするが、簡 14 と簡 15 以降における中央より下のその位置が確かにずれている（竹田健二氏のご教示による）。

【46】「爲敗（敗）」について。整理者はこれを「爲敗」に讀む。

羅濤 2017 は整理者に従いつつ、『論衡』書解「古以言爲功者多、以文爲敗者希。」等を引用し、これは失敗の意で、「有功」と對だとする。

「考」について。整理者はこれを「姑」に讀み、「姑且」（しばらく）の意とする。

陳偉 2016 はこれを「胡」に讀み、「胡寧」は『詩』に幾度も現れる用法だとし、『詩』小雅四月「先祖匪人、胡寧忍予。」、大雅雲漢「父母先祖、胡寧忍予。」「胡寧瘖我以旱、慙不知其故。」を引用し、これらは鄭箋が「何爲曾（乃・竟の義）」「何爲」「何曾」と解釋しており、いずれもは強く問いただす語氣を表すとする。

ee2016 で暮四郎（黄傑）は「故」に讀む。

筆者注：ここは陳偉 2016 の讀みに従い、「胡寧」と反語に讀んだ方が意味が通じる。

「盍」について。整理者はこれを「寧」に読み、安慰（なぐさめる）の意とする。

「考盍君」について。整理者はここを、しばらく邦君をなぐさめるように、との意とする。

陳偉 2016 はこの後の讀點を削除し、何故君主は我ら臣下がありながら「摯嬖」に世話されるのでしょうか、という意味に理解し、ここは明らかに武姜の言辭への反撃だとする。

ee2016 で暮四郎（黄傑）は、この前から「殆於爲敗、故寧君」に読み、我々の國家は今まさに失敗しようとしているから、私は君主にご機嫌を伺いにやって來たのだという意味とし、實際のところ諫言しに來たのであり、「寧君」も貴族の社交辭令だとする。

王寧 2016b はこれを疑問文で、この一文は、どうすれば君主を安寧にすることができるのか、と問うているとする。

子居 2016 は陳偉 2016 の讀みと整理者の句讀とに従う。

羅濤 2017 はこの後に句點を入れて疑問文とし、どうして、の意とし、その前後の文章を、莊公は謙つてもを言わず、大夫達は手足を置くところがなく、失敗することを恐れているは、どうして君主が安寧でいられるのか、と解釋する。

林清源 2018b は陳偉 2016 らの解釋に従い、ここは強い質問の語氣を表し、どうしての意とし、この文章を「姑寧君是「有臣而爲摯嬖」？」と、「有臣而爲摯嬖」を鄭武夫人が鄭莊公を訓戒した言葉の引用と解する。

筆者注：この一文は、敗北する恐れがあるのに、どうして主君が臣下がいてまた寵臣を作ることがあろうか、の意であろう。文章の解釋は異なるが、レトリックとしては ee2016 の暮四郎説のように社交辭令として理解するのがよい。

【47】「執」について。整理者はこれを「摯」に讀む。

王寧 2016b はこれを「設」に読み、『三國志』魏書二十四崔林傳「太祖隨宜設辟」を引用し、官職や職責を設定することをいうとする。

筆者注：ここは文脈により、整理者の讀みで問題ない。

「幾」について。整理者はこれを「豈」に読み、語助詞とする。

王寧 2016b は注【52】の ee2016 説に従ってこれも「冀」に読んで希望の意とし、これ以降の「吾先君」は鄭武公のこととする。

林清源 2018b は整理者に従いつつ、次の「既」を「全」のように全體を示す意とする。

筆者注：ここの整理者の読みでよい。

【48】「曰」について。整理者は、裴學海 1954:134 により（筆者注：「日」猶「謂」也。）、これを「謂」に訓ずる。

「隸臣」について。整理者はこれを「蓋臣」に読み、『詩』文王毛傳が「蓋」を「進」に訓じており、朱駿聲『說文通訓定聲』「蓋、假借爲進、進獻忠誠。」を引用する。

清華大學出土文獻讀書會 2016 で馬楠は次のように述べる。『詩』大雅文王に「王之蓋臣、無念爾祖。」とある。この「蓋」は『爾雅』釋詁・毛傳・鄭箋いずれも「進」に訓じ、「王之用臣」（鄭箋）は後代の注釋が多くこの説をとる。また「蓋」字は『方言』で別に「餘也」とされ、「燼」の假借字として用いられる。清華簡『皇門』に「朕遺父兄眾朕隸（蓋）臣。」とあり、「蓋臣」は疑いなく前代・先王の遺臣をいうものである。この文王篇に「……文王孫子、本支百世。凡周之士、不顯亦世。」「……假哉天命、有商孫子。商之孫子、其麗不億。上帝既命、侯于周服。」「侯服于周、天命靡常。殷士膚敏、裸將于京。厥作裸將、常服黼冔。王之蓋臣、無念爾祖。」「無念爾祖、聿修厥德。永言配命、自求多福。殷之未喪師、克配上帝。宜鑒于殷、駿命不易。」とあり、「假哉天命」以下は、殷末に衆を喪った時、上帝を祀ったことをいう。天命は常ならず、上帝は商を棄て、天命を周に降し、商の子孫遺民は周の朝廷に服事した。だから「王之蓋臣、無念爾祖」とは殷の遺臣がその祖先を思わず、天命が既に改まり、徳を修めて天命に配すべきことを告誡するのである。告誡の対象は「有商孫子」であった「文王孫子」ではなく、「蓋臣」は遺臣であり、「王之進用臣」とは全く関係ない。『韓詩外傳』卷三「《詩》曰「有瞽有瞽、在周之庭」、紂之餘民也」と「殷士膚敏、裸將于京」とは文意が類似しており、「蓋臣」「餘民」の意もまた同類である。よって、清華簡『芮良夫毖』「凡百君

子、及尔隸（蓋）臣」の「蓋臣」もまた先王の遺臣と釋すべきで、「凡百君子」とは異なる。それから随州文峰塔 M1:3-8 編鐘に「[[吾] 以及大夫、宴樂爰饗、隸（蓋）士備御、肅肅鏘鏘。」とあり、「大夫」「蓋士」は互文であり、自分と卿士・大夫と先王の遺臣と宴樂し、琴瑟備わり、肅肅鏘鏘であることをいう。『鄭武夫人規孺子』「幾（豈）既臣之獲罪、又辱吾先君、曰是其蓋臣也」は群臣が罪を獲て、辱めが先君に及び、これは吾が先君の蓋臣であることをいうことを述べており、「蓋臣」が先君の遺老を指すことを更に證據立てている。そして清華簡『子産』「善君必察昔前善王之法律、求蓋之賢、可以自分」もまた前代の遺賢を指しているのである。

ee2016で暮四郎（黄傑）は、暮四郎 2014a において、随州文峰塔編鐘銘の「蓋士」を『禮記』王制「命鄉論秀士、升之司徒、曰選士。司徒論選士之秀者而升之學、曰俊士。」の「選士」に読み、同 2014b において、上博楚簡『皇門』簡 12 の「隸」の旁を『史記』孔子世家「魯哀公問政、對曰、「政在選臣。」」により、選抜を経た臣下を意味する「選臣」に読むべきだとする自身の説に基づき、これを「選臣」に読む。

ee2016で薛后生は暮四郎に従い、『尚書』酒誥「厥父母慶、自洗腆、致用酒……」の「洗腆」を「進腆」に読むことを示し、「進」「蓋」の通用例として、徐釐尹替鼎の「彳」「聿」「止」からなる字を廣瀬薫雄（筆者注：廣瀬薫雄 2012: 441-448）が「洗」に読むことを挙げる。

王寧 2016b は清華大學出土文獻讀書會 2016 の馬楠説に従い、この前の「吾先君」を鄭武公とし、この前後を舅父が鄭莊公を責めたものとする。

子居 2016 は清華大學出土文獻讀書會 2016 の馬楠説に従う。

林清源 2018b は清華大學出土文獻讀書會 2016 の馬楠説に従う。

筆者注：馬瑞辰『毛詩傳箋通釋』卷二十四大雅文王「[王之蓋臣]、傳「蓋、進也。」瑞辰按、爾雅釋詁「蓋、進也。」『周書皇門解』「朕蓋臣大明爾德」、孔注「蓋、進也。」蓋本草名、訓進者、當爲逮字之同音假借。說文「逮、自進極也。」逮・進以疊韻爲訓。埤倉云、「逮、至也。」至亦進也。又按方言「子・蓋、餘也。」又曰、「子、俊也。遵、俊也。」則蓋與俊亦音近而義通。」とあり、ここを「蓋臣」に読むことは問題ない。その語の理解としては、遺臣の意とする清華大學出土文獻讀書會 2016 の馬楠の議論が説得的である。

「或辱虐先君、曰是亓倖臣也」について。整理者は、ここは諸臣がもともと先君が任命した人々であることをいうとする。

【49】「不」について。整理者等諸家、如字に解する。

王寧 2016b は強意の助詞で意味のない語とし、『左傳』襄公二十九年「不尚取之」、服虔注「不尚、尚也。」、『戰國策』秦策二「楚國不尚全事」、鮑注「不尚、尚也。」を引用し、「不尚毋然」は「尚毋然」で、このようでないはずの意だと述べる。

羅濤 2017 はこの前後を「二三大夫、否。當毋然。」と區切って讀む。

筆者注：ここは整理者らの讀みで問題ない。

「毋然」について。整理者はこれを「毋然」に讀む。

ee2016 で厚予は、『漢書』酷吏列傳「愼毋然」を引用し、謹慎してこのようにするの意といい、簡文ではその前に「不尚（當）」とあり、整理者のように解釋すれば、「不當毋然」は、「不應當不要如此」となっておかしく分かりにくい用法であるから、「母」「莫」は通假するので「毋然」は「莫然」に讀み、『莊子』在宥「莫然無魂」、成玄英疏「莫然、無知。」とあり、茫然として明らかでないさまをいい、ここは大夫達が謹慎して戒め懼れることをいい、「大夫們，你們不要茫然覺得手足無措，因為你們是先王託付邦家的重臣，忠心不二。」の意だという。

ee2016 で bulang は、これは志を得ないか、うろたえる意で、「茫茫」と對應するかもしれないという。またこれと關連して諸說紛々たる上博楚簡『君人者何必安哉』における「人以君王爲𤑔以𤑔」（筆者注：甲本簡7）の「𤑔」は、許國の「許」が「無」に従う聲であり、『禮記』投壺「毋𤑔、毋敖」、鄭注「𤑔、敖、慢也。」、正義「毋𤑔毋敖者、𤑔亦敖也。」とあることから、「𤑔」に讀めるのではないかと述べる。

ee2016 の羅小虎（羅濤）はこの前後を「二三大夫、否、當毋然。」に讀み、『孟子』滕文公上「許子必織布而後衣乎。曰、「否。許子衣褐。」、『戰國策』魏策「否。非若是也。」を引用し、「尚」を「當」に讀んで『漢書』酷吏傳「一坐軟弱不勝任免、終身廢棄無有赦時、愼毋然。」を引用し、「毋然」はこのようにしてはならないの意とし、「二三大夫よ、そうではない。お前達はこのよ

うに言っでは（又は、認識しては）ならない。」と解する。

筆者注：ここは整理者の読みでよく、遺臣にふさわしくあれ、の意である。

「付」について。整理者は、これは肘に従う省聲で、李天虹「釋郭店楚簡<成之聞之>篇中的「肘」」（《古文字研究》第二十二輯、中華書局、北京、2000年7月）が「寸」を「肘」字の指事初文としており、ここでは「守」に讀むとし、『玉篇』「護也。」を引用する。

李守奎 2016a は、「付孫」を如字に讀むことはできず、『禮記』學記「入學鼓篋、孫其業也。」、鄭注「孫、猶恭順也。」を引用し、後の時代では多く「遜」に作り、また「付」は肘聲の字で「由」に讀み、小篆の「付」と同形の字として、「由孫」に讀む。そして、「先君之所由孫」は、先君につき従う人の意とする。

ee2016 で無痕は、「付孫」は「附遜」「附順」に讀めるかもしれないという。

ee2016 で暮四郎（黄傑）は如字で依頼するの意に讀み、この前後は、それらの大夫は皆私の先君が自身の子孫を頼んだ人だ、の意味とする。

ee2016 で白天霸は次のように述べる。「二三大夫皆吾先君之所付孫也」から「稱起吾先君於大難之中」は鄭武公に起こったことをいい、「孫」はその士大夫を指す。清華簡『鄭文公問太伯』で文公は太伯を「伯父」と呼び、李學勤は「伯父」が血縁を示さない、年長の大夫の稱謂だと述べている（筆者注：李學勤 2016：80）。ここの「孫」も同様であり、後文の「不是然、或稱起吾先君於大難之中」によれば、先君が大難に陥る前のことである。簡文に「吾君陷於大難之中、居於衛三年、不見其邦、亦不見其室。」とあるのは、武公が「陷於大難」であり、周幽王が犬戎に殺されて成周王朝が滅亡したことを指す。だからこの「孫」を子孫後代と解するのはおかしく、大臣を指すのである。そうであれば、「付」を「守」に訓ずるのは道理に合わず、伝統的な解釋によって依頼するの意味となる。この前後の文章は、諸々の大夫はこのようであってはならず、あなた方は全て私の先君が重い任務を依頼した人である、と釋される。

王寧 2016b は ee2016 の暮四郎説に従う。

子居 2016 は「付孫」を「拊循」に讀み、撫慰養護の意とし、『墨子』尚同

中「助之言談者衆、則其德音之所撫循者博矣。」などを引用する。

林清源 2018b は如字に讀む議論にはいずれも無理があるといい、「付」が幫紐侯部、「懋」が明紐幽部、「孫」が心紐文部、「選」が心紐元部でいずれも通假し得るとして、これを「懋選」に讀み、古書の「茂選」(優れたものを選び取る)だとする。

筆者注：先秦傳世文獻には「付孫」の用例が見えないが、ここで「付」を整理者がいうように讀むのは林清源 2018b も指摘するように、やや無理があるのは確かである。ただ他に適当な解釋はなく、ee2016 の白天覇がいうように「付孫」の「孫」が臣下を意味するとして、ひとまず ee2016 の暮四郎説のように如字に解しておく。

「孫」について。整理者は『禮記』表記「詒厥孫謀、孔疏「謂子孫。」を引用する。

【50】「𡗗」について。整理者はこれを「歷」に讀み、『書』盤庚下「歷告爾百姓于朕志」、蔡沈集傳「盡也。」を引用する。

李鵬輝 2016 は、封泥や嶽麓秦簡の秦文字では「歷」下部が「止」になっていることを指摘し、これが「又」になっているのは晉・楚系文字に多いと述べ、「甬𡗗」を整理者のように「用歷」に讀むのではなく、「甬」「通」の通假例が古書に見えることから「通歷」に讀み、『史記』梁孝王世家「初、武爲淮陽王十年、而梁王勝卒、諡爲梁懷王。懷王最少子、愛幸異於他子。其明年、徙淮陽王武爲梁王。梁王之初王梁、孝文帝之十二年也。梁王自初王通歷已十一年矣。』、『漢書』文三王傳第十七「梁孝王武以孝文二年與太原王參・梁王揖同日立。武爲代王、四年徙爲淮陽王、十二年徙梁、自初王通歷已十一年矣。」を引用する。

王寧 2016b は「甬」をよつての意、『小爾雅』廣詁「歷、久也。」を引用して「歷」をずっとの意とし、この一文を、よつてずっと國家を大臣達の管理に委ねてきた、と解釋する。

筆者注：文脈上、ここは李鵬輝 2016 のような假借字をとる必要はなく、整理者や王寧 2016b の讀みで問題ない。

「受（授）之邦」について。整理者は「授之邦」に讀む。

筆者注：『莊子』徳充符に魯哀公の發言として「國无宰、寡人傳國焉。悶然而後應、汜若而辭。寡人醜乎卒授之國。」、『史記』秦本紀に秦繆公が百里傒を登用した際の記事として「固問、語三日、繆公大説、授之國政、號曰五殺大夫。」とあり、そこでも「授之國」は、君主が他人に政權を委ねる意で用いられている。

【51】「不是狀」について。整理者は「不是然」に讀む。

李守奎 2016a は、もしそうでなければ、と解する。

ee2016 で暮四郎（黄傑）は張儒・劉毓慶 2001：508 により、「是」を「啻」に讀み、上古音では「是」「帝」は通用し、ここは、このように止まらないの意で、だからこの文は平叙文であり、句末に句讀點が必要だとする。

王寧 2016b は ee2016 の暮四郎説に従う。

子居 2016 は ee2016 の暮四郎説に従う。

筆者注：「不啻然」にせよ「不是然」にせよ、傳世文獻の用例に乏しい。ここは前文を承けて「そうでなければ」に解するのが文脈上よく、平叙文ではなく條件文とすべきである。この前後の文章は、先君の鄭武公は大夫達に二心のないことを知っており、だから大夫達に國家の運営を委ねて續けてきたのであり、そうでなければ、先君の鄭武公を再び大いなる災難から呼び起こすことになろう、の意であろう。

「或」について。清華大學出土文獻讀書會 2016 で馬楠は、これは不定代詞であり、この前後の意味は、こうでなければ、誰が吾が先君を大難の中から稱び起こすであろう、であると述べる。

筆者注：ここは接續詞として讀んでも文意が通じる。

「今」について。整理者はこれを「若」に訓ずる。

「畜」について。整理者は『禮記』祭統「孝者畜也」、鄭注「謂順於徳教。」を引用する。

陳偉 2016 は、これを受け入れる意味で、その直後の「孤」を莊公の自稱と

して、『左傳』襄公二十六年「獲罪於兩君、天下誰畜之。」、杜注「畜、猶容也。」を引用する。

ee2016 で暮四郎（黄傑）は、これは畜養の「畜」と解すべきで、整理者のような順服の意味ではなく、この時の國君は孺子で、「二三大夫」は前朝の遺老で先君の命を受けてその孺子を輔佐し、孺子は邊父を通じて「二三大夫」が話を伝える際は常に恭しくするので、孺子は「二三大夫畜養我而勞作」と言うのであると述べる。

ee2016 で東山鐸は次のように述べる。『孟子』梁惠王下に「其詩曰、畜君何尤。畜君者、好君也。」とあり、簡文のこの字は恐らく「好」とも訓じられるのではないか。「今二三大夫畜孤而作焉」以下は、大夫達が私によくしてこのように行動し（邊父ら大夫が自分を戒めることを指す）、私が努力してこれら大夫の勉励に應えられるよう望み、そしてもし私がこのようにすれば（自ら政務を執って命令を發する）、先君の憂慮に對してどうすればよいのか、というのである。武夫人が莊公を戒める言葉は、大夫達に權力を與えようとするものではなく、自分が權力を操作するよう圖るものであり、だから會話中、しばしば「先君（武公）」云々とあるのである。莊公が表面上權力を放棄すると、大夫は従うべきところがなくなり、よって邊父が莊公に諫言する、その言わんとするところはまさに權力を元に戻すことである。莊公が邊父に答えるところは、表面上「印（抑）亡（無）女（如）吾先君之憂可（何）」といい、私が權力を元に戻せば、先君がここでよく引き継ぎせず、先君の憂慮となるという意味であり、言外に、實は武夫人がここでよく引き継がないというのである。だから武夫人は既に亡くなった「先君（武公）」を利用して莊公に圧力をかけ、言う通りにさせるのである。（ee2016 で bulang は、李守奎 2016a が武夫人による莊公への圧力については既に論じていると指摘する。）歴史上の鄭莊公は、權謀術數をよくし、『左傳』隱公十一年の許國攻略後の訓戒の語は、『古文觀止』に入れられているように含蓄に富み、深く分析がなされ、外交辭令に長けたものである。清華簡のこの簡文により、鄭莊公の權謀を理解することができるだろう。彼は一方では諸大夫に、自分是人に君として治國の才能を備え、諸大夫の擁護に値することを暗示し、他方では目の前の人（武夫人）に制せられ、暫し自由に行動することができないことをほの

めかす。母子は至親で通常とは異なり、性急なことはできないのである。

また東山鐸は、共に本篇を読んでいる學生が「先君之憂」は武公の喪を指すのではないかと指摘したことから、次のようにも想定できるのではないかと考える。『書』『禮記』『論語』『史記』には、高宗諒闇、三年不言、この時は冢宰が執政している。武夫人が莊公に命令を發させず、政務を處理しないのは、この種の古禮によるのだろう。だから莊公は最後に「抑無如先君之憂何？」といい、その意味は、もし私が執政すれば、先君の葬禮に對してどうすればよいのか、であり、これはつまり「三年不言」して大臣に執政させる古禮に合わない、ということである。だから「先君之憂」は武公の喪事を指すことは大いにあり得る。『禮記』では「雖吾子憂儼然在服之中、喪亦不可久也」、「子之哭也、壹似重有憂者」のように、「憂」「憂服」が喪事を指すことがある。無論、莊公としては、武夫人が「古禮」を利用して自分に圧力を加えており、暫し屈從せざるを得ないという意味を表している。そして服喪中であっても、長期にわたって喪に服することはできないのである。

王寧 2016b は ee2016 の暮四郎説に従う。

子居 2016 は ee2016 の暮四郎説に従う。

尉侯凱 2017 は次のように述べる。先行研究の引く『孟子』梁惠王下篇の文などにあるように、「畜」には「好」の意がある。「畜」は曉紐沃部、「好」は曉紐幽部に屬し、聲紐が同じで、韻部の「沃」「幽」は旁對轉で通假し得る。『説文解字』畜字の段注に「畜、古段爲好字。如説宛尹逸對成王曰、「民善之則畜也、不善則讎也。」晏子對景公曰、「畜君何尤。畜君者、好君也。」謂畜即好之同音段借也。」とあるが、この「好」は動詞の「喜好」「喜愛」と解すべきである。『孟子』の「畜君」は「喜愛君」であり、『詩』小雅蓼莪「父兮有我、母兮鞠我。拊我畜我、長我育我」、孔疏「畜我承拊我之後、明起止而畜愛之。」の「畜我」は「喜愛我」であり、簡文の「畜孤」は「喜愛孤（鄭莊公の自稱）」である。「今二三大夫畜孤而作焉」は、大夫達が私を愛してこの行爲（自分を戒めること）がある、の意味である。東山鐸が「好」を形容詞「友好」と理解するのは正確とはいえない。

羅濤 2017 は尉侯凱 2017 と同じく「好」「愛」の意とする。

筆者注：ここは文脈により、ee2016 の暮四郎説が適當。大夫達が鄭莊公を

養い輔佐するのである。

「乍」について。整理者はこれを「作」に読む。

陳偉 2016 はこれを奮い立つ意とする。

ee2016 で暮四郎（黄傑）も「作」に読み、前の「焉宵作器於殉・葬之中」に對應すると述べる。

子居 2016 はこれを「乍」に作り、『禮記』祭義「是故孝子臨尸而不乍。」、鄭玄中「色不和曰乍。」を引用する。

「畜孤而乍（作）」について。整理者はこれを「畜孤而作」に読み、君命行事に順い服する意とする。

筆者注：整理者はこの後に讀点を置くが、注【52】で述べるように、文脈上そこで意味が切れると考え、句点を置くことにする。

【52】「幾」について。整理者はこれを「豈」に読む。

陳偉 2016 はこれを「庶幾」、ほとんどの意とする。

ee2016 で暮四郎（黄傑）は、簡 15 のその字と同じ用法であり、ここも整理者のように読むのではなく、「庶幾」の意ではないかと推測する。

ee2016 は、整理者の読みでは文意が通じないとし、暮四郎説も否定して、高享 1989:375 により、これを「冀」に読み、希望の意で、「幾」「冀」の通假例は非常に多いと述べる。

筆者注：ここを整理者のように「豈」に読むと、どうして私は努力するに充分であろうか、ee2016 の暮四郎説のように「庶幾」の意とすると、私は努力するにほとんど充分であろう、ee2016 説の「冀」だと、願わくは私は努力するに充分であるように、の意味となる。この鄭莊公の會話文は、大夫達に政治を委ねる宣言であるから、いずれの読みでも文意を通じさせることは可能である。ここはひとまず整理者に従って解釋しておく。

「政」について。この字は簡 9・簡 10 にも見える。整理者はこれを「足」に読む。

ee2016 で暮四郎（黄傑）は、これを「促」に読み、「速」と解釋する。

「免」について。整理者はこれを「勉励」の「勉」の意とする。

陳偉 2016 は整理者を否定し、罪の責任を免除する意とし、『左傳』文公十七年「雖敵邑之事君、何以不免。」、杜注「免、免罪也。」を引用する。

羅濤 2017 はこれを（大夫達の輔佐から）離れるの意とし、『論語』陽貨「子生三年、然後免於父母之懷。」、『後漢書』申屠剛傳「今聖主幼少、始免襁緥褓」、李賢注「免、離也。」を引用する。

「躬」について。整理者は裴學海 1954:206「猶然也。」により、これを「抑」に讀む。

「今二三夫_二畜孤而乍女、幾孤_一亓跂爲免、躬亡女虐先君之_二慝可」について。整理者は、ここは諸大夫が孺子の意志行爲に従い、孺子自らを勉励することができるようにし、それでもなお先君の憂い無からしめることができないことをいう謙讓の言葉であるとする。

陳偉 2016 は次のようにいう。この前二文は、今、大夫達は奮い立って私を保護し、私はほとんど悪運を免れることができたが、かえって父君の憂いに對するすべがない、の意味である。そして最後の一文はおおよそ、武公が莊公の繼承を定めたので、武姜と莊公の母子間および莊公と共叔段の兄弟間の衝突が憂慮されることになったことをいうのだろう。この一段は、莊公が大夫の支持の下で、正面から武姜と對抗し、親政を行うことを決定したという意味であろう。

李守奎 2016a は『禮記』喪服四制「始死、三日不怠、三月不解、期悲哀、三年憂、恩之殺也。」、孫希旦『禮記集解』「書曰、「高宗諒闇、三年不言。」善之也。」、僞古文「說命上」「王宅憂、亮陰三祀。」、僞孔傳「居憂信默三年不言。」を引用し、「先君之憂」とはその「三年憂」のことであり、先に鄭武公が3年間衛にいたり、「三年無君」だったり、武夫人が莊公に3年間國政に與らないよう要求したことは禮制と合致し、鄭武公が3年間衛にいたのは天下が安定しない時の計略で、3年間完全に服喪することはできず、武夫人が嗣君の政治關與を制限するための歴史的根據だと述べる。

ee2016 で暮四郎（黃傑）はここを「今二三大夫畜孤而作焉、幾孤其跂（促）

爲媿（勉）、印（抑）亡（無）女（如）吾先君之憂可（何）」に読み、これは平叙文で、その後に文末の符號があるべきだとする。

王寧 2016b は ee2016 の暮四郎説に従いつつ、「今二三大夫畜孤而作焉、幾（冀）孤其足爲免（勉）、抑無如吾先君之憂何」に読み、この前後の文を、吾が先君は私が國家をうまく治められないことを憂慮し、私は大夫達を手本として努力し、先君の憂慮を除けないことを恐れる、という鄭莊公の謙遜の言葉だとする。

晁福林 2017 は、これが當時の貴族民主政の存在を表すものとする。

羅濤 2017 は、ここは鄭武公の死後、孺子がよく統治できるかどうかは國家の憂慮となっており、大夫達は莊公が再び「拱而不言」とならず、自ら政治を行えるよう希望し、謙遜して先君の良臣に及ばないと述べている。莊公は彼らがひき續き輔佐することを望んでいるので、もし彼らが自分を輔佐しないのであれば、先君の憂慮に對してどうするのか、というのだとする。

筆者注：先に述べたように、この鄭莊公の言葉は、自ら大夫達に政權を委ねつつ、模範的な國君になることを誓う宣言文と理解できる。そうすると、王寧 2016b とはやや解釋が異なるが、ここの「幾（豈）孤斤（其）跂（足）爲免（勉）、印（抑）亡（無）女（如）虐（吾）先君之憂（憂）可（何）」は、その前における大夫が自分を輔佐することの説明で一旦意味が切れ、それを承けた謙遜の言葉として、「どうして私は努力するに充分であろうか、そもそも我が先君（＝鄭武公）の懸念をどうすることもできないであろう。」に解するのが適當であろう。羅濤 2017 の解釋もそれと同様といえよう。

[参考]

清華簡『繫年』第二章

（釋文は、小寺敦 2016b : 135-420 による。）

周幽王取妻于西繻（申）、生坪（平）王_二（王。王）或取（取）孚（褒）人之女。是孚（褒）忒（姒）、生白（伯）盤。孚（褒）忒（姒）辟（嬖）于王_二（王、王）（以上、第5號簡）與白（伯）盤_二（逐）坪_二王_二（平王、平王）走西繻（申）。幽王起自（師）、回（圍）坪（平）王于西繻_二（申、申）人弗敷（畀）。曾（繪）人乃降西戎、以（以上、第6號簡）攻

幽 = 王 = (幽王、幽王) 及白 (伯) 盤乃滅、周乃亡。邦君者 (諸) 正乃立幽王之弟舍 (余) 臣于鄒 (號)。是嚙 (攜) 惠王 (以上、第 7 號簡)。立廿二 (二十) 又一年、晉文侯載 (仇) 乃殺惠王于鄒 (號)。周亡王九年、邦君者 (諸) 侯女 (焉) 台 (始) 不朝于周 (以上、第 8 號簡)、晉文侯乃逆坪 (平) 王于少鄂、立之于京自 (師)。三年、乃東遷 (徙)、止于成周、晉人女 (焉) 台 (始) 啓 (以上、第 9 號簡) 于京自 (師)。奠 (鄭) 武公亦政 (正) 東方之者 (諸) 侯。武公即殲 (世)、戕 (莊) 公即立 (位)。戕 (莊) 公即殲 (世)、邵 (昭) 公即立 (位) (以上、第 10 號簡)。丌 (其) 夫 = (大夫) 高之巨 (渠) 爾 (彌) 殺邵 (昭) 公而立丌 (其) 弟子夔 (眉) 壽。齊襄公會者 (諸) 侯于首止 (止)、殺子 (以上、第 11 號簡) 夔 (眉) 壽、車數 (輓) 高之巨 (渠) 爾 (彌)、改立東 (厲) 公、奠 (鄭) 以台 (始) 政 (正)。楚文王以啓于灘 (漢) 揚 (陽) 𠂔 (以上、第 12 號簡)。

清華簡『鄭文公問於太伯』甲篇

(以下、釋文は釋文(鄭文公問於太伯(甲、乙))による)

……太白 (伯) 曰、「……昔虘 (吾) 先君迨 (公) 遂 (後) 出 (以上、第 4 號簡) 自周、以車七輦 (乘)、徒卅 = (三十) 人、故 (鼓) 丌 (其) 腹心、畜 (奮) 丌 (其) 膂 (股) 扞 (肱)、以顛 (協) 於斂 (庸) 瓠 (偶)、籟 (攝) 鞏 (冑) 轉 (環) 執 (甲)、兌 (獲) 戈盾以燥 (造) (以上、第 5 號簡) 勛。戰 (戰) 於魚羅 (麗)、虘 (吾) [乃] 獲 (獲) 邾 (函) · 邾 (訾)、輓 (覆) 車園 (襲) 籛 (介)、克鄆蕩 = (迢迢)、女 (如) 容社 (社) 之尻 (處)、亦虘 (吾) 先君之力也。葉 (世) (以上、第 6 號簡) 及虘 (吾) 先君武公、西鹹 (城) 洧 (伊) 闕 (澗)、北遷 (就) 邾 (鄔) · 鄆 (劉)、蔡厄 (軛) 鄆 (爲) · 竿 (邗) 之國、魯 · 僮 (衛) · 鄆 (蓼) · 鄆 (蔡) 壘 (來) 見。葉 (世) 及虘 (吾) 先 (以上、第 7 號簡) 君戕 (莊) 公、乃東伐齊鄆之戎爲散 (徹)、北鹹 (城) 鄆 (温) · 原、徻 (遺) 鄆 (陰) · 樞 (鄂) 宓 (次)、東啓遺 (隕) · 樂、虘 (吾) 迭 (逐) 王於鄆 (葛) (以上、第 8 號簡)。……」

清華簡『鄭文公問於太伯』乙篇

……自周、以車七窳（乘）、徒卅_二（三十）人、故（鼓）斤（其）腹心、畜（奮）斤（其）肱（股）扞（肱）（以上、第4號簡）、以猷（協）於斂（庸）甌（耦）、箒（攝）鞞（冑）罍（擯）執（甲）、兇（獲）戈盾以媾（造）勛、戩（戰）於魚羅（麗）、虍（吾）乃獲（獲）邾（函）邾（訾）、輓（覆）車闕（襲）隸（介）、克鄧_二（迢迢）、女（如）容社（社）（以上、第5號簡）之尻（處）、亦虍（吾）先君之力也。棐（世）及虍（吾）先君武公、西鹹（城）洵（伊）闕（澗）、北徯（就）邾（鄔）·鄧（劉）、綦厄（輒）邾（蔦）·竽（邗）之國、魯·衛·鄧（蓼）·邾（鄔）（以上、第6號簡）來（來）見。棐（世）及虍（吾）先君臧（莊）公、乃東伐齊邾之戎爲散（徹）、北鹹（城）邾（温）·原、遺鄧（陰）·邾（鄂）事、東攷（啓）遺（隕）·樂、虍（吾）送（逐）王於邾（葛）（以上、第7號簡）。……

『春秋』隱公元年

夏五月、鄭伯克段于鄆。

『左傳』隱公元年

初、鄭武公娶于申、曰武姜、生莊公及共叔段。莊公寤生、驚姜氏、故名曰寤生、遂惡之。愛共叔段、欲立之。亟請於武公、公弗許。及莊公即位、爲之請制。公曰、「制、巖邑也、虢叔死焉。佗邑唯命。」請京、使居之、謂之京城大叔。祭仲曰、「都、城過百雉、國之害也。先王之制、大都、不過參國之一。中、五之一。小、九之一。今京不度、非制也、君將不堪。」公曰、「姜氏欲之、焉辟害。」對曰、「姜氏何厭之有。不如早爲之所、無使滋蔓。蔓、難圖也。蔓草猶不可除、況君之寵弟乎。」公曰、「多行不義、必自斃、子姑待之。」既而大叔命西鄙·北鄙貳於己。公子呂曰、「國不堪貳、君將若之何。欲與大叔、臣請事之。若弗與、則請除之、無生民心。」公曰、「無庸、將自及。」大叔又收貳以爲己邑、至於廩延。子封曰、「可矣。厚將得衆。」公曰、「不義、不暱。厚將崩。」大叔完聚、繕甲兵、具卒乘、將襲鄭、夫人將啓之。公聞其期、曰、「可矣。」命子封帥車二百乘以伐京。京叛大叔段。段入於鄆。公伐諸鄆。五月辛丑、大叔出奔共。書曰、「鄭伯

克段于鄆。」段不弟、故不言弟。如二君、故曰克。稱鄭伯、譏失教也、謂之鄭志。不言出奔、難之也。遂寘姜氏于城潁、而誓之曰、「不及黃泉、無相見也。」既而悔之。潁考叔爲潁谷封人、聞之、有獻於公。公賜之食。食舍肉。公問之。對曰、「小人有母、皆嘗小人之食矣。未嘗君之羹、請以遺之。」公曰、「爾有母遺、繄我獨無。」潁考叔曰、「敢問何謂也。」公語之故、且告之悔。對曰、「君何患焉。若闕地及泉、隧而相見、其誰曰不然。」公從之。公入而賦、「大隧之中、其樂也融融。」姜出而賦、「大隧之外、其樂也洩洩。」遂爲母子如初。君子曰、「潁考叔、純孝也、愛其母、施及莊公。詩曰、「孝子不匱、永錫爾類」、其是之謂乎。」

『同』

鄭共叔之亂、公孫滑出奔衛。衛人爲之伐鄭、取廩延。鄭人以王師·虢師伐衛南鄙。請師于邾、邾子使私于公子豫。豫請往、公弗許、遂行、及邾人·鄭人盟于翼。不書、非公命也。

『春秋』 隱公二年

鄭人伐衛。

『左傳』 隱公二年

鄭人伐衛、討公孫滑之亂也。

『國語』 鄭語

桓公爲司徒、甚得周衆與東土之人、問於史伯曰、「王室多故、余懼及焉、其何所可以逃死。」……幽王八年而桓公爲司徒、九年而王室始騷、十一年斃。及平王之末、而秦·晉·齊·楚代興、秦景·襄於是乎取周土、晉文侯於是乎定天子、齊莊·僖於是乎小伯、楚盂冒於是乎始啓濮。

『史記』 衛康叔世家

武公即位、修康叔之政、百姓和集。四十二年、犬戎殺周幽王、武公將兵往佐周平戎、甚有功、周平王命武公爲公。五十五年、卒、子莊公揚立。莊公五年、取齊女爲夫人、好而無子。又取陳女爲夫人、生子、蚤死。陳女女弟亦幸於莊公、而生子完。完母死、莊公令夫人齊女子之、立爲太子。莊公有寵妾、生子州吁。十八年、州吁長、好兵、莊公使將。石碏諫莊公曰、「庶子好兵、使將、亂自此起。」不聽。二十三年、莊公卒、太子完立、是爲桓公。桓公二年、弟州吁驕奢、桓公緦之、州吁出奔。十三年、鄭伯

弟段攻其兄、不勝、亡、而州吁求與之友。十六年、州吁收聚衛亡人以襲殺桓公、州吁自立爲衛君。爲鄭伯弟段欲伐鄭、請宋·陳·蔡與俱、三國皆許州吁。

『史記』鄭世家

鄭桓公友者、周厲王少子而宣王庶弟也。宣王立二十二年、友初封于鄭。封三十三歲、百姓皆便愛之。幽王以爲司徒。和集周民、周民皆說、河雒之間、人便思之。爲司徒一歲、幽王以褒后故、王室治多邪、諸侯或畔之。於是桓公問太史伯曰、「王室多故、予安逃死乎。」太史伯對曰、「獨雒之東土、河濟之南可居。」公曰、「何以。」對曰、「地近虢·鄆、虢·鄆之君貪而好利、百姓不附。今公爲司徒、民皆愛公、公誠請居之、虢·鄆之君見公方用事、輕分公地。公誠居之、虢·鄆之民皆公之民也。」公曰、「吾欲南之江上、何如。」對曰、「昔祝融爲高辛氏火正、其功大矣、而其於周未有興者、楚其後也。周衰、楚必興。興、非鄭之利也。」公曰、「吾欲居西方、何如。」對曰、「其民貪而好利、難久居。」公曰、「周衰、何國興者。」對曰、「齊·秦·晉·楚乎。夫齊、姜姓、伯夷之後也、伯夷佐堯典禮。秦、嬴姓、伯翳之後也、伯翳佐舜懷柔百物。及楚之先、皆嘗有功於天下。而周武王克紂後、成王封叔虞于唐、其地阻險、以此有德與周衰並、亦必興矣。」桓公曰、「善。」於是卒言王、東徙其民雒東、而虢·鄆果獻十邑、竟國之。二歲、犬戎殺幽王於驪山下、并殺桓公。鄭人共立其子掘突、是爲武公。武公十年、娶申侯女爲夫人、曰武姜。生太子寤生、生之難、及生、夫人弗愛。後生少子叔段、段生易、夫人愛之。二十七年、武公疾。夫人請公、欲立段爲太子、公弗聽。是歲、武公卒、寤生立、是爲莊公。莊公元年、封弟段於京、號太叔。祭仲曰、「京大於國、非所以封庶也。」莊公曰、「武姜欲之、我弗敢奪也。」段至京、繕治甲兵、與其母武姜謀襲鄭。二十二年、段果襲鄭、武姜爲內應。莊公發兵伐段、段走。伐京、京人畔段、段出走鄆。鄆潰、段出奔共。於是莊公遷其母武姜於城穎、誓言曰、「不至黃泉、毋相見也。」居歲餘、已悔思母。穎谷之考叔有獻於公、公賜食。考叔曰、「臣有母、請君食賜臣母。」莊公曰、「我甚思母、惡負盟、奈何。」考叔曰、「穿地至黃泉、則相見矣。」於是遂從之、見母。

君主の在位年

鄭：桓公友（位前 806 - 771）—武公滑突（位前 770 - 744）—莊公寤生（位前 743 - 701）—……文公躒（位前 672 - 628）

周：宣王靜（位前 827 - 782）—幽王宮涅（位前 781 - 771）—平王宜臼（位前 770 - 720）—桓王林（位前 719 - 697）

衛：武公和（位前 812 - 758）—莊公楊（位前 757 - 735）—桓公完（位前 734 - 719）

注：君主の在位年は『左傳』、『史記』十二諸侯年表・六國年表・各世家の記事に基づく。資料間の紀年矛盾の解消作業は行っていない。その問題の所在について詳しくは平勢隆郎 1995・楊寛 2001などを参照。

※ 本稿は、JSPS 科研費 18K00989 による研究成果である。